

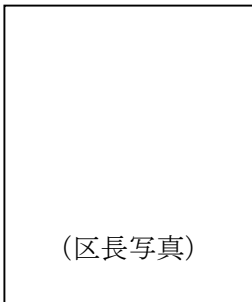
葛飾区男女平等推進計画 (第 6 次)

(原案)

令和 4 年度～令和 8 年度

葛飾区

はじめに



令和4年(2022年)3月
葛飾区長

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	3
2 計画の基本理念	3
3 計画の性格	3
4 計画の期間	4
5 計画の背景	4
第2章 葛飾区の男女平等推進の現状	11
1 少子・高齢化と世帯の変化	13
2 女性の労働と男女平等推進	15
3 配偶者等からの暴力	17
4 男女平等推進を取り巻く状況	18
第3章 計画の内容	21
1 計画の体系	22
2 基本目標と推進体制	24
目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進します	24
課題① 男女平等教育の充実	24
課題② あらゆる分野における男女共同参画の推進	29
目標2 自分自身を大切に、希望するライフスタイルを選択できるよう支援します	34
課題① ワーク・ライフ・バランスの推進（仕事と生活の調和）	34
課題② 男性の家庭生活への意識啓発と参画支援	40
課題③ 生涯を通じた健康支援	44
目標3 誰もが安全・安心して暮らせる環境を整備します	46
課題① あらゆる暴力の根絶	46
課題② 生活上困難な状況を解消するための取組促進	55
目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現します	59
課題 多様性の尊重	59
推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制	63
課題① 推進体制の強化	63
課題② 国・東京都との連携	65
3 計画事業一覧	66
第4章 資料	77
○関係法令	
葛飾区男女平等推進条例	79
葛飾区男女平等推進審議会規則	83
葛飾区男女平等推進本部設置要綱	84
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	87
男女共同参画社会基本法	94
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	99
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	109
○葛飾区男女平等推進計画（第6次）の策定経過	118
○葛飾区男女平等推進審議会委員名簿	120
○男女共同参画関連年表	121

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本区では、男女平等社会を実現するため、平成8年に「男女平等社会実現かつしかプラン（葛飾区女性行動計画）」を策定しました。その後、平成16年に「葛飾区男女平等推進条例」を施行し、社会情勢や男女平等を取り巻く状況の変化に応じて、第5次までの男女平等推進計画を策定し、様々な男女平等推進施策を展開してきました。

そしてこの度、さらなる男女平等社会の実現を目指し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「葛飾区男女平等推進計画（第6次）」（以下「本計画」という。）を策定します。本計画では、男女平等社会実現のための直接的、間接的な取組を体系化し取りまとめています。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、葛飾区男女平等推進条例第3条に則ったものです。

第3条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。

3 計画の性格

- (1) 葛飾区男女平等推進条例の理念を実現するために、同条例第8条に基づき策定し、「葛飾区男女平等推進計画（第5次）」を継承・発展させた計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」にあたる「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）」を包含します。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」にあたる「葛飾区女性活躍推進計画（第2次）」を包含します。

4 計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年とします。

5 計画の背景

葛飾区男女平等推進計画（第5次）策定（平成29年3月）後における区、国、都の主な動きは以下のとおりです。

なお、令和元年12月に新型コロナウイルス感染症が確認され、世界的流行は生活に大きな影響を与えました。令和2年4月に国が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を発出して以降、感染症拡大防止に向けた様々な取組を進めています。

（1）区の動き

①葛飾区基本計画（令和3年度～令和12年度）及び葛飾区前期実施計画（令和3年度～令和6年度）における男女平等推進施策の位置付け

政策1「人権・多様性・平和 人権や多様性が尊重され、全ての人々が共生できる平和な社会を築きます」の中で、「人権や多様性が尊重され、全ての人々が自分らしく暮らせるまちをつくります」として、多様性の尊重、男女平等の推進や配偶者暴力の防止等に取り組むとしています。葛飾区前期実施計画においては、「人権・多様性への理解促進事業」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業」、「配偶者暴力防止事業」の3つを計画事業として位置付けています。

②区民や事業所に向けた男女共同参画の働きかけ

区民に向けた働きかけとして、誰もが自分らしく生きていける社会に向けての学びと交流の場である葛飾区男女平等推進センターにおいて、講座・講演会、女性のための相談、施設使用、図書資料の閲覧・貸出等を行っています。また、区民向けの情報紙「こんにちは人権」（年1回）を発行し、男女共同参画に関する情報提供を行っています。

また、ワーク・ライフ・バランスの理解促進のために情報誌「L o o P」（年1回）の発行の他、区内事業所に向けた働きかけとして、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業等を行っています。

③関連する各分野における計画の策定・改定

福祉、子育て、健康関連の計画が策定・改定され、保育所の待機児童の解消や家族介護者への支援などワーク・ライフ・バランスに関わる施策や生涯にわたる健康支援などの施策が含まれています。

【主な動き】

- ◎「第8期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）
- ◎「第5期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画」（令和2年度～令和5年度）
- ◎「葛飾区障害者施策推進計画」（平成30年度～令和5年度）
- ◎「第6期葛飾区障害福祉計画」（令和3年度～令和5年度）
- ◎「第2期葛飾区障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）
- ◎「葛飾区教育振興基本計画」（令和元年度～令和5年度）

- ◎「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）
- ◎「葛飾区子ども・若者計画」（令和元年度～令和6年度）
- ◎「第2次かつしか健康実現プラン」（令和元年度～令和5年度）

(2) 国の動き

- ①「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」の策定
第5次男女共同参画基本計画の構成は、以下のとおりです。

図表 第5次男女共同参画基本計画の構成

政策領域		目指すべき社会 策定方針と構成 等
I	あらゆる分野における女性の参画拡大	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		② 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
		③ 地域における男女共同参画の推進
		④ 科学技術・学術における男女共同参画の推進
II	安全・安心な暮らしの実現	⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
		⑥ 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
		⑦ 生涯を通じた健康支援
		⑧ 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
		⑩ 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
		⑪ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
IV	推進体制の整備・強化	国内本部機構の機能の充実・強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進、地方公共団体や民間団体等における取組の強化

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行・改正

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、国及び地方公共団体の責務として、「政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする」と定められました（平成30年5月23日施行）。しかし、政治分野への女性の参画は諸外国と比べると大きく遅れていることから、令和3年6月16日に、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題などへの対応のほか、国及び地方公共団体の施策を強化するなど法改正されました。

③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

事業主である国や地方公共団体、民間企業等には、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が義務付けられていますが、対象企業の拡大（労働者301人以上から101人以上の企業に拡大）や情報公表の強化等を内容とする法改正を行いました（令和2年6月1日施行、対象企業拡大については令和4年4月1日施行）。

④「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正

平成29年10月に、子が1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合、申出により、育児休業期間を「最長2歳まで」延長できるようになり、あわせて育児休業給付金の給付期間も延長されました。

令和3年1月には、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

さらに、令和3年6月9日に、育児休業の申出や取得しやすい雇用環境の整備、妊娠・出産に関する個別の制度説明や意向確認を事業主に義務付けるほか、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和や育児休業の取得の状況の公表を事業主（労働者1,000人超）に義務付けるなど法改正されました（令和4年4月1日施行、育児休業取得状況の公表は令和5年4月1日施行）。

⑤女性に対する暴力防止の動き

女性に対する暴力防止についても、様々な取組が進められています。

●「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の改正

平成28年12月の改正では、被害者が拒んでいるにも関わらず、連続してブログやSNS等の個人ページにコメントを送るなどの行為が規制対象となりました。また、迅速に被害者を守るために緊急の場合は、加害者への事前の警告をせずに禁止命令等を出すことができるようになりました。

さらに、令和3年5月18日に、実際にいる場所の付近において見張る、拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為等のほか、GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等を新たに規制対象とする法改正を行いました（令和3年6月15日施行、位置情報の無承諾取得等については令和3年8月26日施行）。

●DV相談体制の拡充

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、生活不安・ストレスによるDVの増加・深刻化の懸念を踏まえて「DV相談+（プラス）」を開始し、相談体制を拡充しました（令和2年4月20日開始）。

●「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の検討、被害者に寄り添った細やかな支援の一層の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の取組が盛り込まれています（令和2年6月11日決定）。

⑥職場におけるハラスメント防止対策の強化

パワー・ハラスメント対策が法制化（労働施策総合推進法の改正）され、事業主はパワー・ハラスメントの防止のための雇用管理上必要な措置（相談体制の整備等）を講じることが義務付けられました。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」により、雇用管理上の措置を講ずることが既に義務付けられていましたが、法改正により、事業主に相談した労働者に対する不利益な取扱いを禁止する等、防止対策が強化されました。さらに、職場でLGBTを差別するような言動やSOGI（性的指向及び性自認）を暴露するようなアウトティング行為が起らないよう防止策を講じることが明記されました（令和2年6月1日施行）。

(3) 都の動き

①「東京都男女平等参画推進総合計画」の改定

「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」から構成される「東京都男女平等参画推進総合計画」を令和4年3月に改定する予定です。内容は以下のとおりです。

		取組の方向性
東京都男女平等参画推進総合計画	東京都女性活躍推進計画	①ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進
		②男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ
		③多様な人々の安心な暮らしに向けた支援
	東京都配偶者暴力対策基本計画	①配偶者暴力対策
		②性暴力被害者に対する支援
		③ストーカー被害者に対する支援
		④セクシュアル・ハラスメントの防止
		⑤性・暴力表現等への対応

②「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を制定

青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的とし、主に女子高生にマッサージを行わせたり、会話やゲームの相手をさせたりする等のサービスを提供する、いわゆる「JKビジネス」等を規制した内容となっています（平成29年3月31日公布、7月1日施行）。

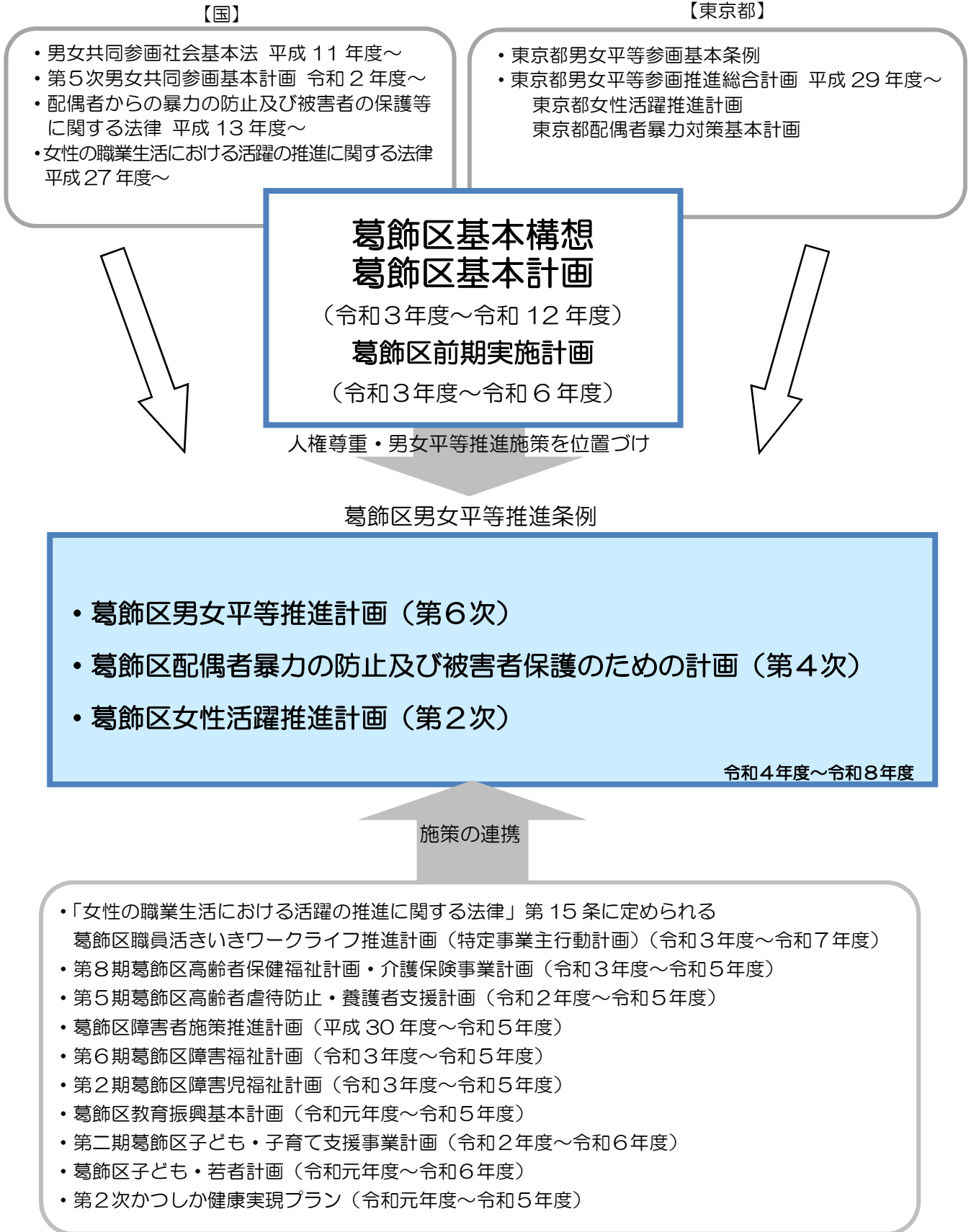
③「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催都市として、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指すために制定され、「多様な性の理解の推進」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」を図るものとしています（平成30年10月15日公布、平成31年4月1日施行）。

④「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第5条の規定に基づき、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発などの推進を図るために策定され、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を示しています（令和元年12月策定）。

計画の位置づけ



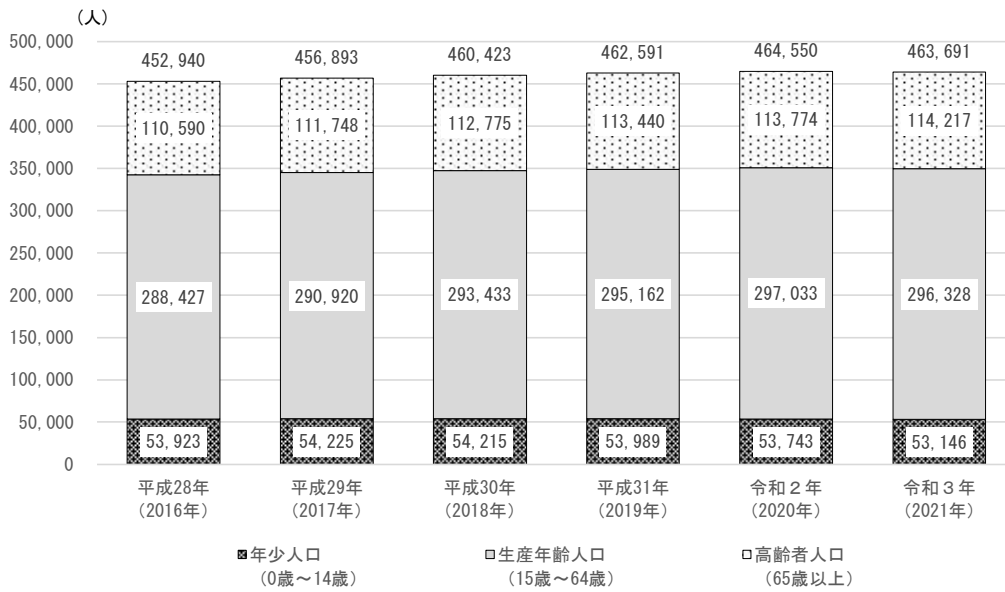
第2章 葛飾区の 男女平等推進の現状

1 少子・高齢化と世帯の変化

(1) 年齢3区分別人口の推移

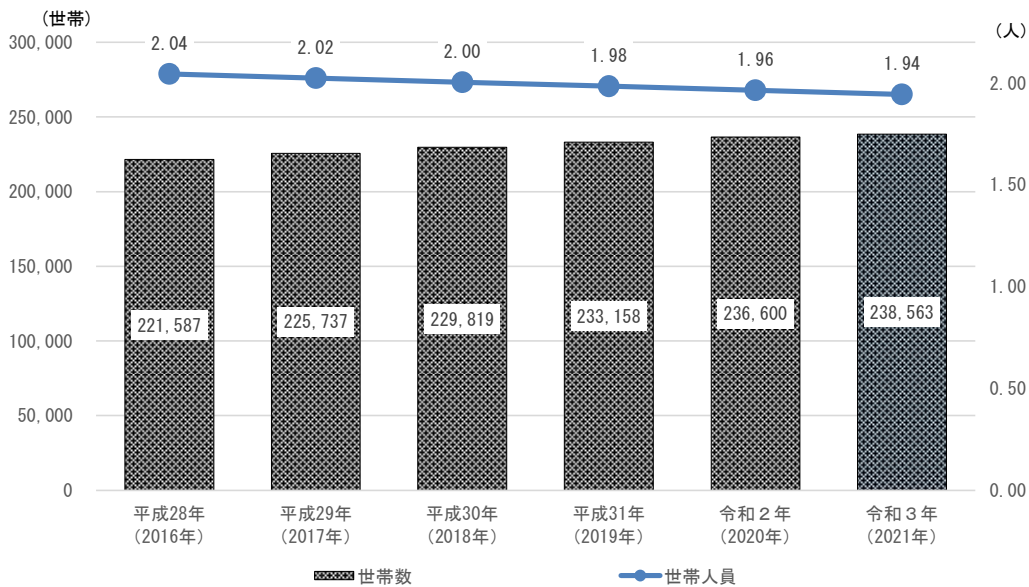
葛飾区の人口は微増傾向にあり、令和3年1月1日現在463,691人となっています。年齢3区分別の人口構成比をみると、高齢者人口は微増する一方、生産年齢人口、年少人口は微減しています。世帯数は、令和3年1月1日現在238,563世帯で平成28年から16,976世帯増加しています。一方、世帯人員数は1.94人と減少傾向にあります。

図表 年齢3区分別人口の推移(葛飾区)



各年1月1日現在
資料:住民基本台帳

図表 世帯数及び世帯人員の推移(葛飾区)

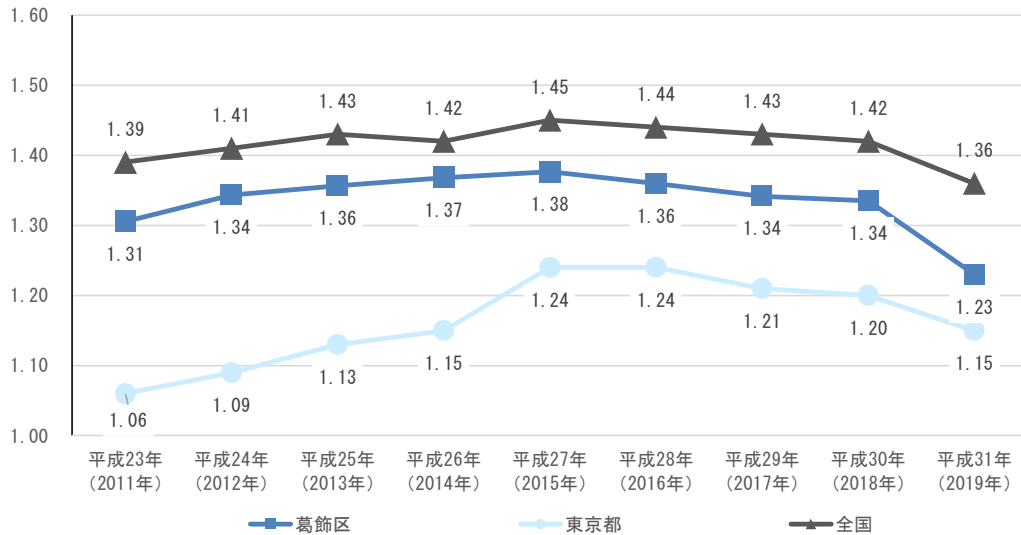


各年1月1日現在
資料:住民基本台帳

(2) 合計特殊出生率

葛飾区の合計特殊出生率は、平成23年から平成27年までは増加傾向ですが、以降は減少傾向にあり、特に平成31年は1.23と大きく減少しています。全国の1.36を下回っていますが、東京都の1.15を上回っています。

図表 合計特殊出生率の推移(葛飾区、東京都、全国)



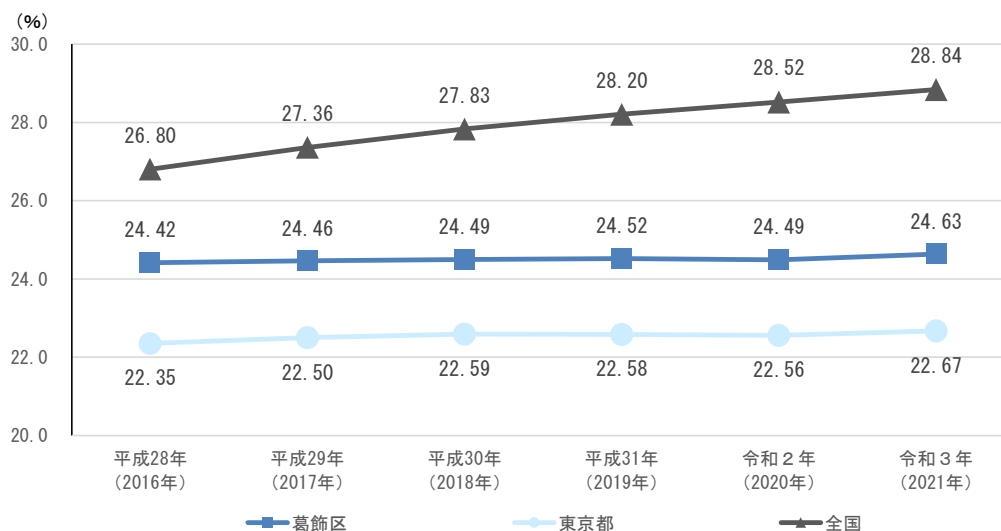
各年1月1日現在

資料: 葛飾区 東京都人口動態統計、東京都 東京都人口動態統計、国 人口動態統計

(3) 高齢化率

葛飾区の高齢化率は、全国と比較すると上昇率は緩やかな増加傾向にあり、令和3年は24.63%となっています。全国の28.84%を下回っていますが、東京都の22.67%を上回っています。

図表 高齢化率の推移(葛飾区、東京都、全国)



各年1月1日現在

資料: 葛飾区 住民基本台帳、東京都 住民基本台帳、国 人口推計

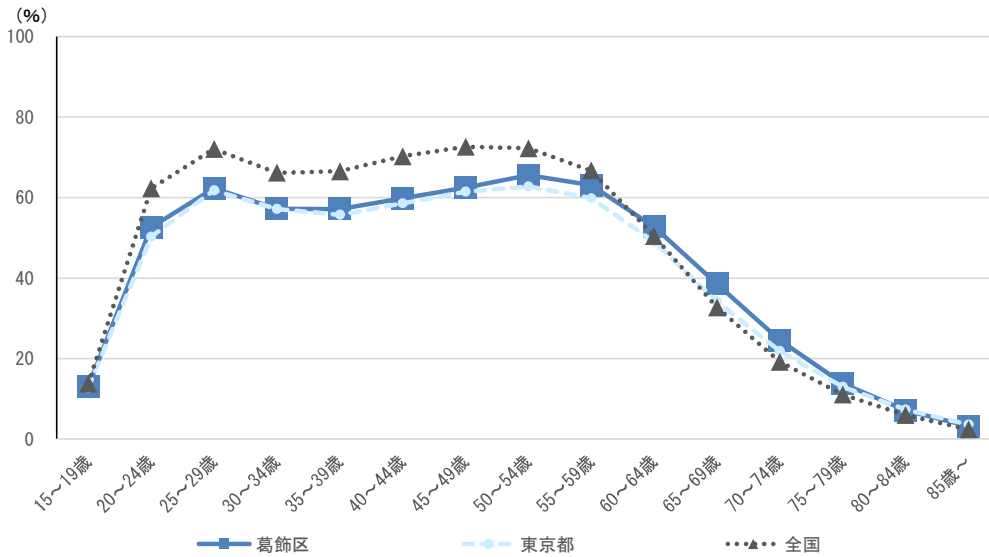
2 女性の労働と男女平等推進

(1) 女性の労働力率

葛飾区の女性の労働力率は、60歳から79歳までで東京都、全国をともに上回っています。一方、15歳から59歳までは、全国を下回っています。

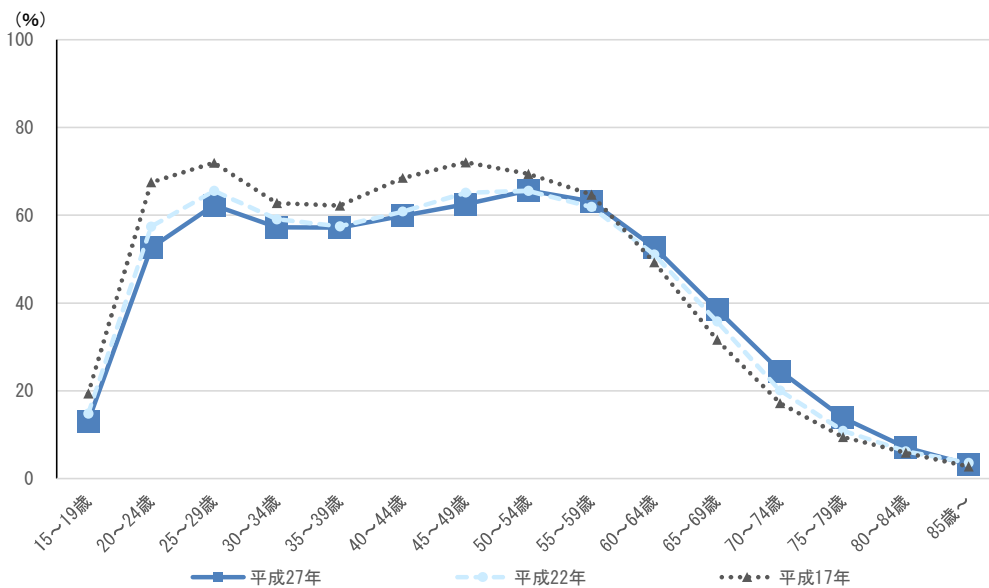
女性労働力率の推移をみると、20歳～49歳はやや下降傾向にあります。一方、60歳～84歳までの労働力率は上昇しています。

図表 女性の労働力率(葛飾区、東京都、全国)



資料: 国勢調査(平成27年)

図表 女性の労働力率の推移(葛飾区)



資料: 国勢調査(平成17、22、27年)

(2) 審議会・委員会等への女性の参画状況

葛飾区の審議会・委員会委員に占める女性の割合は、「地方自治法第202条の3に定める審議会※¹」は30.1%で、東京都特別区合計よりも高くなっていますが、東京都よりは低くなっています。「地方自治法第180条の5に定める委員会※²」は16.0%で、東京都、東京都特別区合計よりも低くなっています。その他審議会等は25.8%で、東京都、東京都特別区合計よりも低くなっています。

図表 審議会・委員会等の女性の参画状況（葛飾区、東京都）

(人、%)

	地方自治法（第202条の3） に定める審議会※ ¹			地方自治法（第180条の5） に定める委員会※ ²			その他審議会等		
	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)
葛飾区	674	203	30.1%	25	4	16.0%	283	73	25.8%
東京都 特別区合計	15,940	4,676	29.3%	387	79	20.4%	16,664	5,669	34.0%
東京都 市町村合計	14,417	4,151	28.8%	1,061	171	16.1%	13,087	4,894	37.4%
東京都 区市町村合計	30,357	8,827	29.1%	1,448	250	17.3%	29,751	10,563	35.5%
東京都	707	235	33.2%	91	15	16.5%	1,898	621	32.7%

※令和3年4月1日現在

※東京都については、令和2年4月1日現在

資料：東京都男女平等参画 区市町村の男女平等参画推進状況

※1：第202条の3（職務・組織・設置）

- ① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく法令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- ② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- ③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

※2：第180条の5（委員会及び委員の設置）（④～⑧は省略）

- ① 執行機関として法律の定めるところによる普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
 - 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
 - 四 監査委員
- ② 前項に掲げるものの外、執行域間として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
 - 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- ③ 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

3 配偶者等からの暴力

(1) 葛飾区のDV相談件数

葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数は、平成30年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度から増加傾向となっています。

図表 葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数

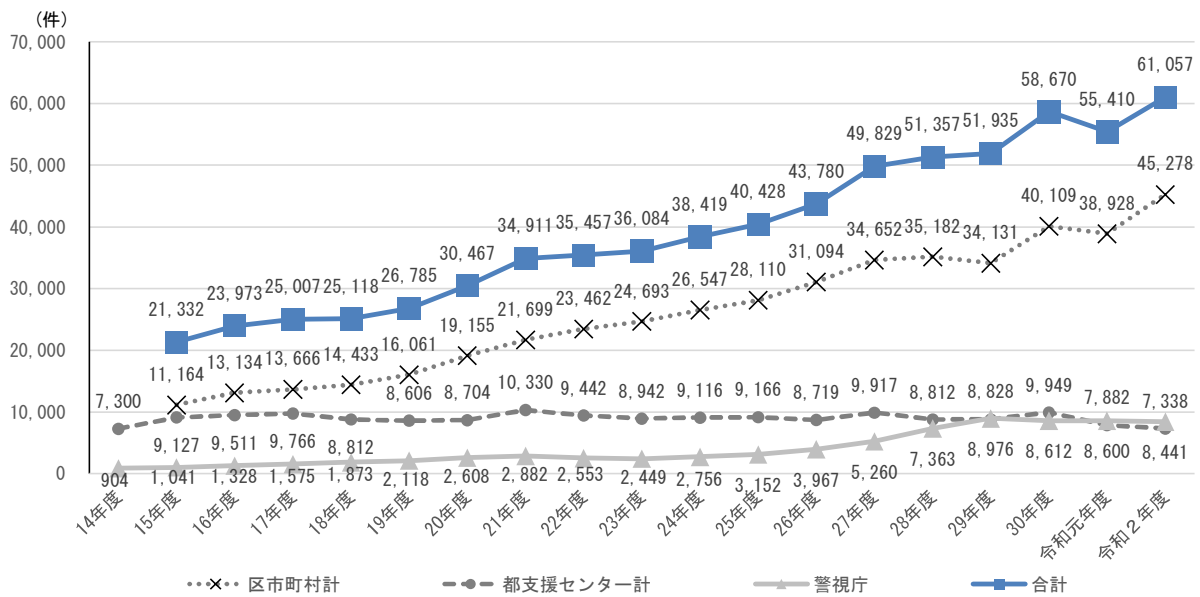
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	516件	422件	422件	498件	626件

資料：葛飾区

(2) 東京都内のDV相談件数

配偶者暴力の相談件数は、区市町村の合計は増加傾向にあり、令和2年度は45,278件となっています。都支援センターの合計と警視庁は減少しています。

図表 配偶者暴力についての相談件数の推移(東京都)



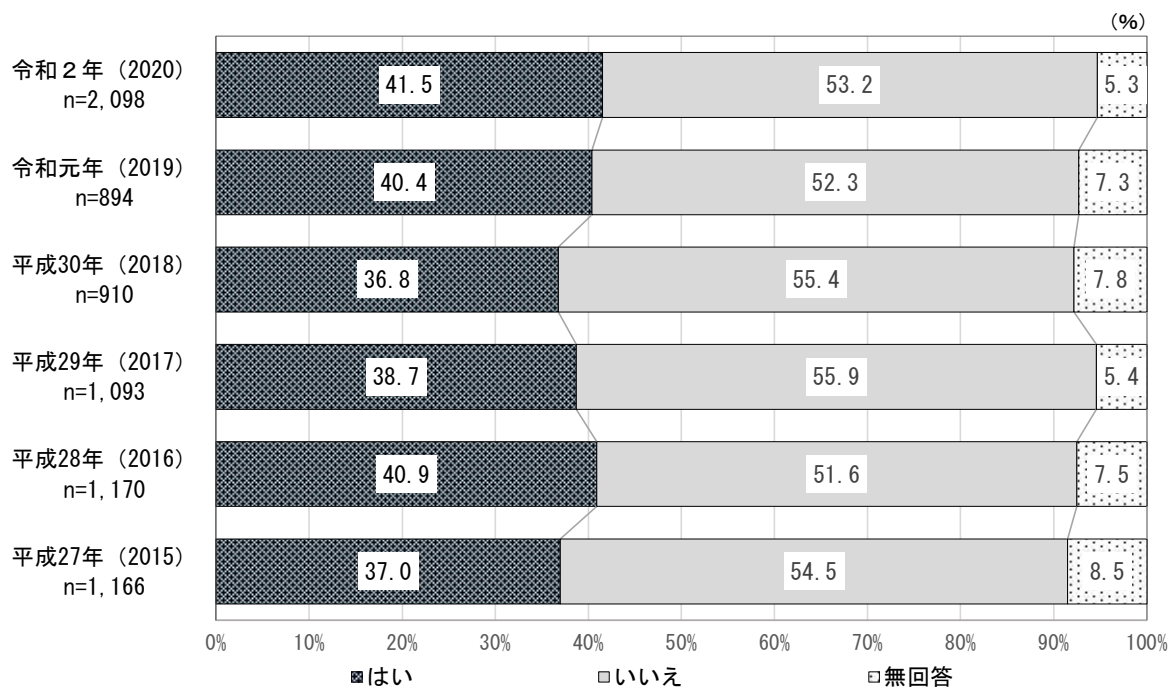
資料：東京都生活文化局調べ

4 男女平等推進を取り巻く状況

(1) 男女共同参画に対する実感

葛飾区政策・施策マーケティング調査（以下「マーケティング調査」）によると、男女共同参画社会が進んでいると思う人の割合は、平成27年は37.0%でしたが、緩やかな増加傾向にあり、令和2年は41.5%となっています。一方、男女共同参画社会が進んでいないと思う人の割合は、令和2年は53.2%と平成27年の54.5%からほとんど変化が見られません。

図表 男女の共同参画が進んでいると思う割合の推移(葛飾区)



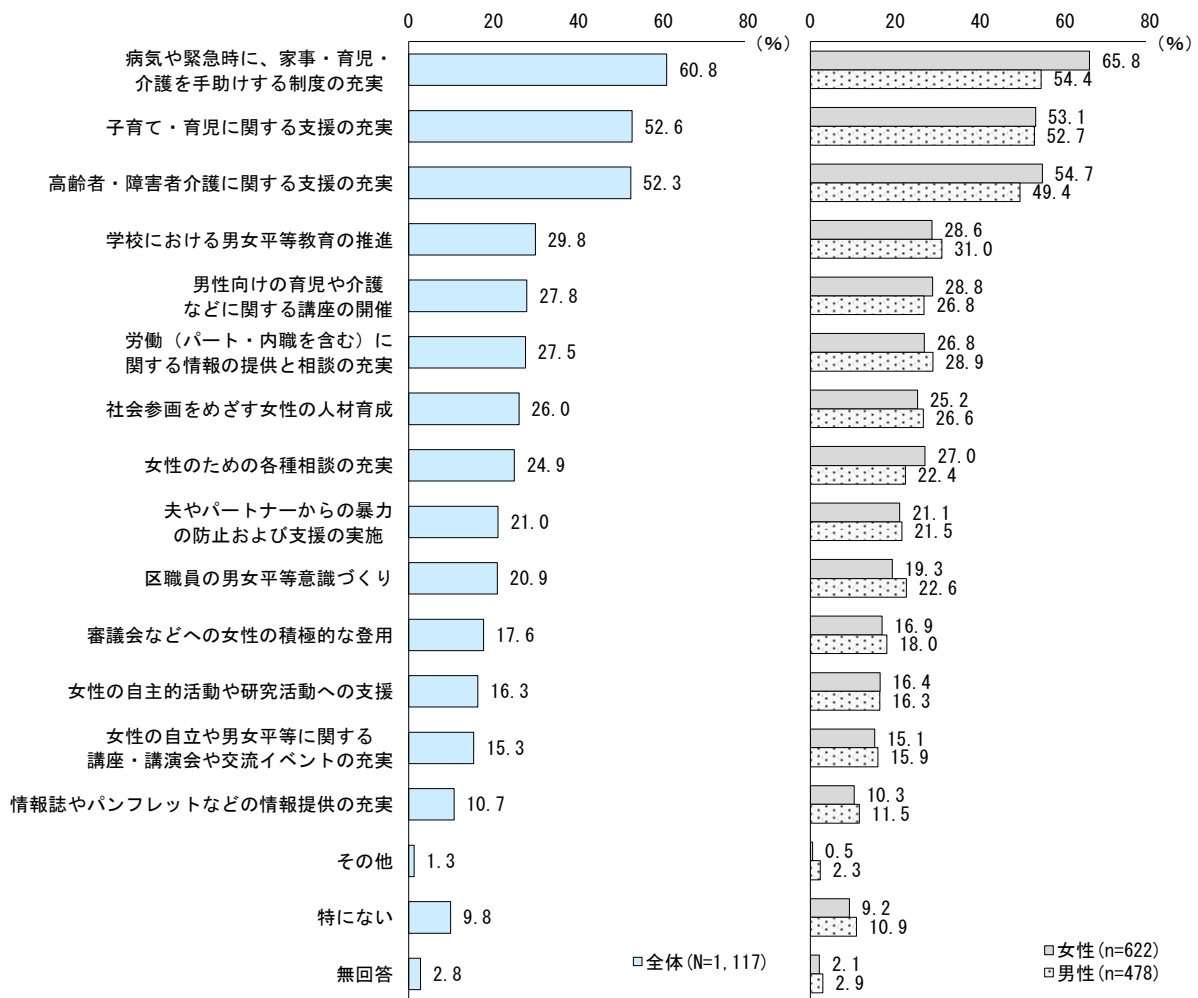
資料：葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書（平成27年から令和2年）

(2) 男女平等社会実現のために充実すべき施策

「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(以下「区民意識調査」)では、男女平等社会実現のために充実すべき施策についてたずねています。

全体では、「病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実(60.8%)」が最も多く、「子育て・育児に関する支援の充実(52.6%)」、「高齢者・障害者介護に関する支援の充実(52.3%)」が続いています。男女別にみてもこれらの項目が上位にあがっています。

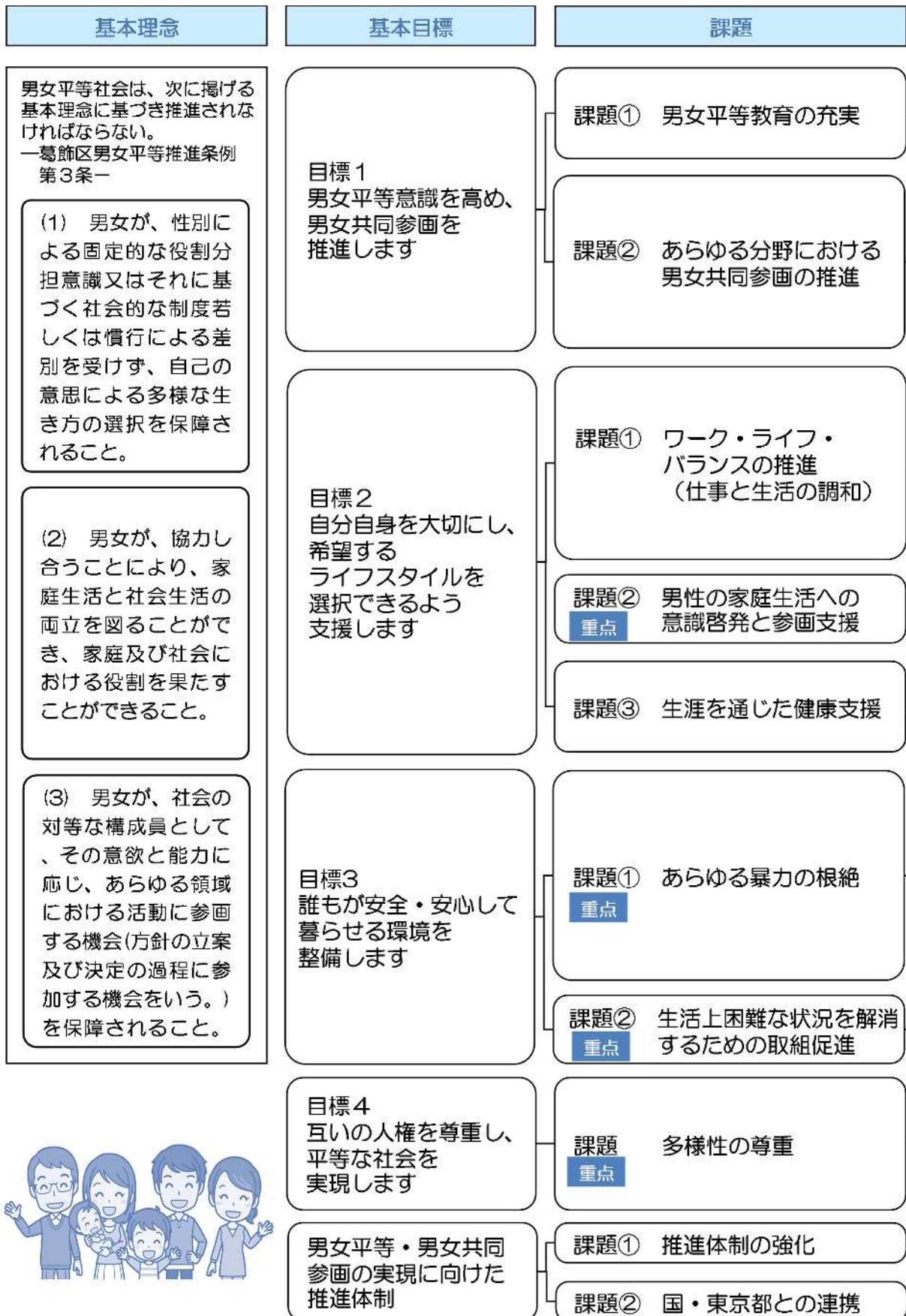
図表 男女平等社会実現のために充実すべき施策(全体、性別:複数回答)



資料: 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査(令和2年)

第3章 計画の内容

1 計画の体系



重点 「区民意識調査」の結果や新型コロナウイルス感染症拡大の影響などから第6次計画で重点的に取り組むべき課題に表記をしています。

施策の方向

成果指標

- (1) 学校等における男女平等教育の推進
- (2) 家庭や地域における男女平等意識の向上

男女平等の進捗で「十分平等になってきている」と「かなり平等になってきている」の合計回答割合
 33.8% (令和2年度) → 40.0% 以上 (令和7年度)

- (1) 地域活動における男女共同参画の推進
- (2) 女性の視点を積極的に取り入れた防災対策の推進

審議会等における女性委員の割合
 29.5% (令和2年度末) → 40.0% 以上 (令和8年度)

- (3) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (2) 仕事と子育て・介護等との両立支援
- (3) 企業の労働環境改善に向けた支援
- (4) 女性の職業生活継続のための支援

ワーク・ライフ・バランスの希望と現実の差
 20.9ポイント (令和2年度) → 15ポイント以下 (令和7年度)

※「ワーク・ライフ・バランスの希望と現実の差」とは、『「仕事」と「家庭生活」』、『「仕事」と「地域・個人の生活」』、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」』の優先度における希望と現実の差の合計を表します。

- (1) 男性の家事や子育てへの参加促進

家事などの分担で男性の「いつもしている」の回答割合
 - → 全項目で増加 (令和7年度)

- (1) ライフステージに応じた健康づくりの推進
- (2) 性と生殖に関する啓発・支援

- (1) 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見
- (2) 相談体制の充実
- (3) 被害者の安全確保と自立に向けた支援

「DV被害者の相談窓口が行政にあることを知っている」の回答割合
 55.9% (令和2年度) → 60.0% 以上 (令和8年報告値)

DV被害者が「相談したことがある」の回答割合
 33.0% (令和2年度) → 40.0% 以上 (令和7年度)

セクハラ被害者が「相談したことがある」の回答割合
 34.5% (令和2年度) → 40.0% 以上 (令和7年度)

- (1) 自立と安定した暮らしに向けた環境整備

- (1) 性の多様性への理解促進・支援
- (2) 互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識づくり

性の多様性について「LGBTという言葉を知っている」の回答割合
 76.9% (令和2年度) → 95.0% 以上 (令和7年度)

日常生活の中で「差別があると感じていない」の回答割合
 68.8% (令和2年) → 70.9% 以上 (令和8年報告値)

- (1) 男女平等推進センター機能の充実
- (2) 区・区民・民間団体間の連携と協働

葛飾区女性活躍推進計画（第2次） 葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）

2 基本目標と推進体制

目標1 男女平等意識を高め、 男女共同参画を推進します

男女平等の意識を高め、性別にかかわらず、誰もが社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。

課題① 男女平等教育の充実

これまで、男女平等社会の実現に向けて様々な取組を進めていますが、「区民意識調査」によると、男女平等だと感じている人は約3割（図1）で、不平等を感じることは、「家事や育児のほとんどを女性が担っていること」「男性が仕事に追われ、家事・育児・教育などの家庭生活にかかわりにくいこと」「就職や採用、昇格や賃金など、労働の場面で男女に格差があること」が続いています（図2）。

男女平等社会を実現するためには、幼稚園や保育園、小中学校をはじめとした幼少期から男女平等について学び、理解を深め、子どもたちの意欲を高めるとともに可能性を伸長させていくことが重要です。

「区民意識調査」では、男女平等社会実現のために学校教育の場で力を入れるべきこととして、「男女の別なく、個性や能力を活かせる指導の充実」「人間としての尊厳、平等を尊重することに力点を置いた指導」「日常の学校生活の中での男女平等の実践」が上位に挙がっています（図3）。

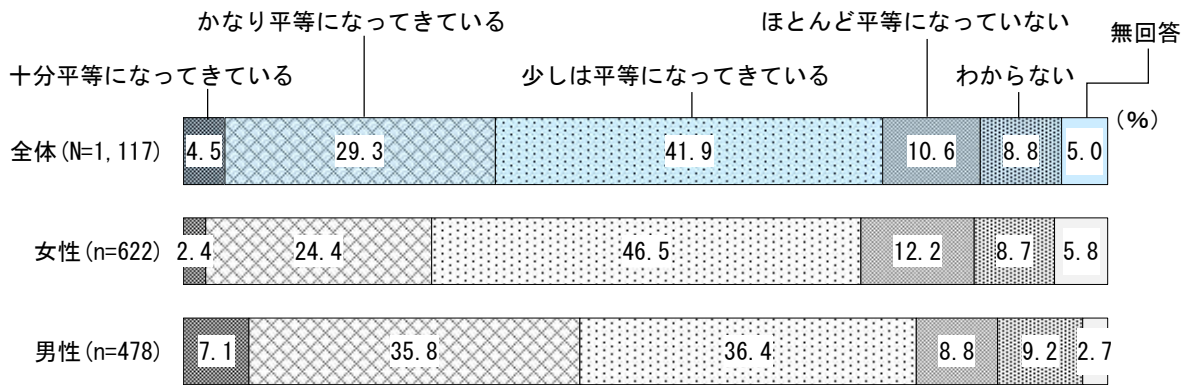
男女平等教育を充実させるとともに、教員などの男女平等意識を高め、一人一人の個性や能力に合わせた指導が求められています。

また、家庭や地域においても男女平等に関する情報に触れ、考え、理解を深める機会を充実させ、男女平等意識をさらに高めていくことが重要です。

「区民意識調査」によると、各場面における男女の地位の不平等感では、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「全体として、現在の日本では」で「男性優遇」が7割を超えるとともに、全項目で「男性優遇」が増えています（図4）。

男女平等に関する情報を広く区民に発信するとともに、学習できる機会を充実させるなど、普及・啓発に取り組み、男女平等意識の向上を図っていくことが必要です。

図1 男女平等社会の進度
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



第3章

図2 男女の不平等を感じること
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

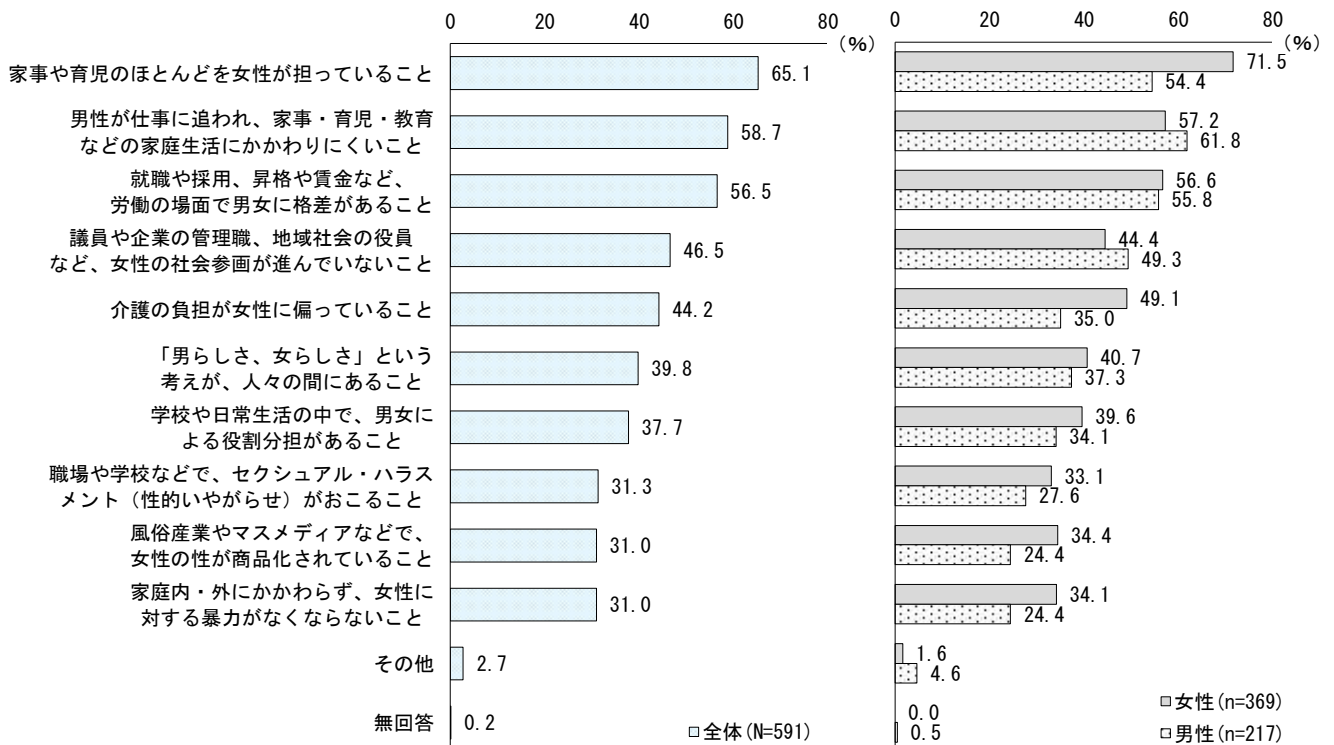


図3 男女平等社会実現のために、学校教育の場で力を入れるべきこと
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

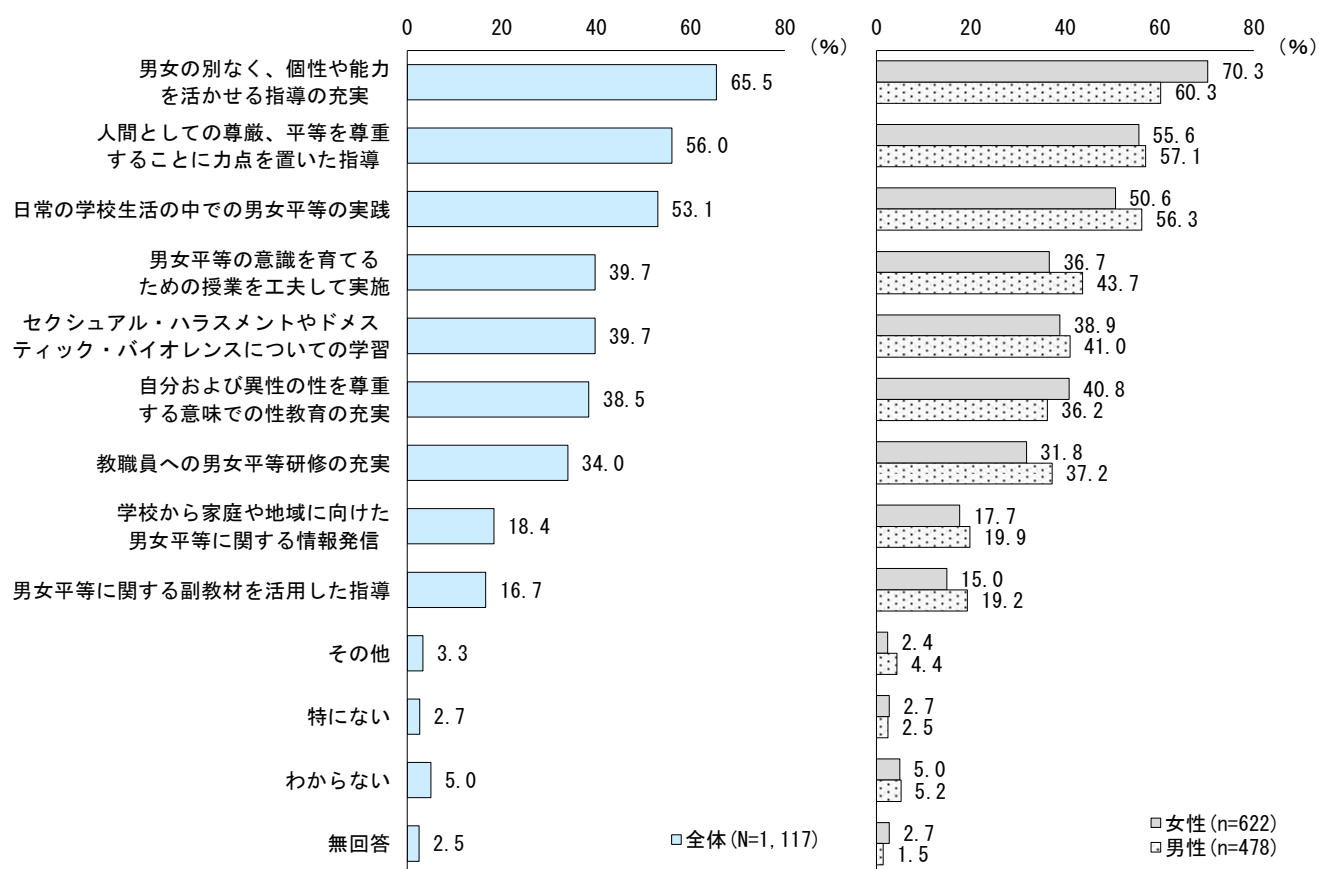
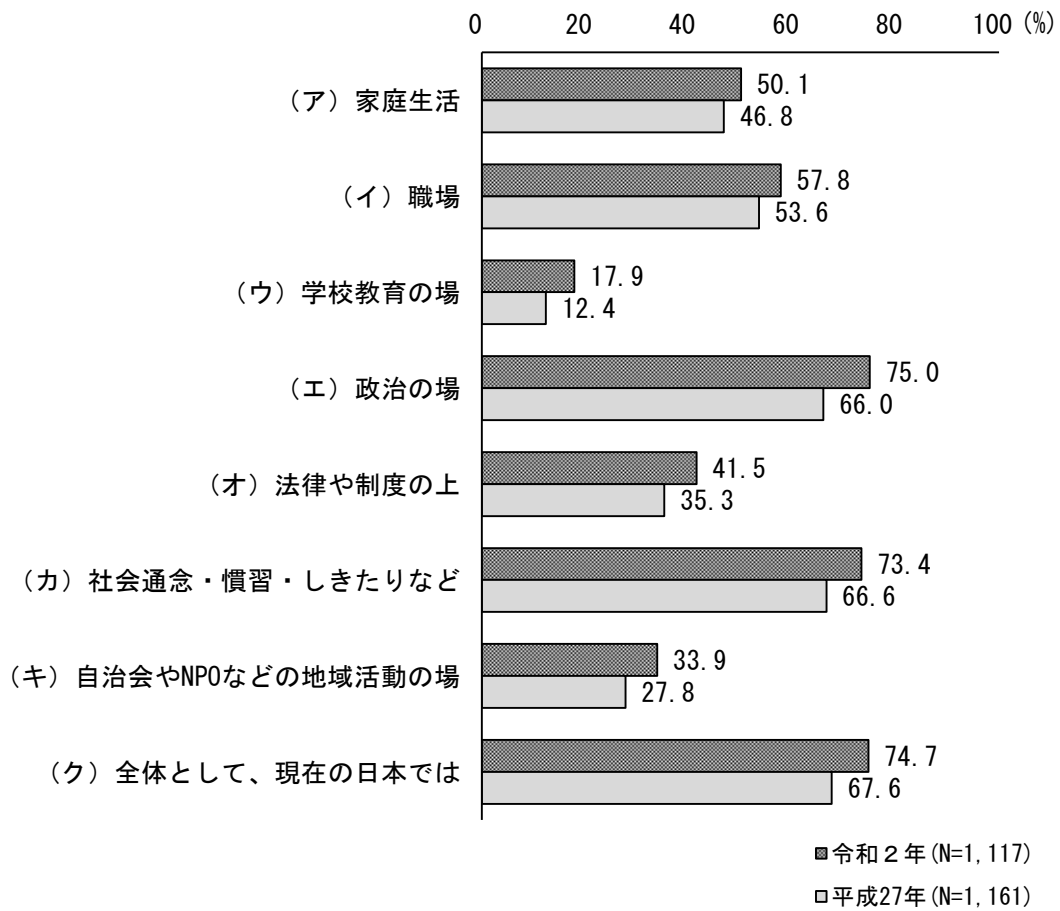


図4 男女の地位の平等感（男性優遇の割合の変化）
 （「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（平成27年、令和2年））



* 男性優遇：「男性が優遇されている」と「やや男性が優遇されている」との合計。

施策の方向 1

次世代を担う子どもたちが、性別に捉われることなく、個性や能力を發揮し、自分らしい生き方を選択できるよう、教員や保育士を対象とした男女平等教育を進めるための研修等を行います。

学校等における 男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・学校における男女平等にかかわる適正な指導・男女平等教育の視点における性教育の実施・男女平等教育を進めるための教員研修・男女平等保育を進めるための保育士研修
----------------------	---

施策の方向 2

啓発物による情報発信や男女平等に関する様々な講座・講演会を開催するなど、あらゆる機会を捉えて、家庭や地域での男女平等意識の向上を図ります。

家庭や地域における 男女平等意識の向上	<ul style="list-style-type: none">・男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発・男女平等に関する講座・講演会・固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成・かつしか区民大学
------------------------	---

課題② あらゆる分野における男女共同参画の推進

国は第5次男女共同参画基本計画において、誰もが性別にかかわらず活躍でき、指導的地位にある人々の性別が偏らないよう、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取組を進めるとしています。

しかし、世界経済フォーラム（WEF）は各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数（*1）」を公表していますが、日本は世界的に見て低い順位が続いています。

男女平等社会を実現するためには、学校教育等の場だけでなく日常生活や地域活動といったあらゆる分野で男女が共に理解し合い、対等な立場で参画し責任を担うことが重要です。多様な意見が社会や地域に反映されることで、男女が均等に利益を享受することに繋がります。

「区民意識調査」によると、町内会や自治会への出席について「いつもしている」と「ときどきする」の合計は、男女とも約3割で多くの女性が地域活動に取り組んでいます。一方、地域活動の場での男女の地位の平等感については、女性からみた「男性優遇」は4割を超えますが、男性からみた「男性優遇」は2割台にとどまっています（図5）。

地域での日常の活動や指導的地位に対する男女の固定的な性別役割分担意識をなくすなど男女平等に関する意識づくりが必要です。

また、日本全国で地震や水害などの自然災害が相次いでいることから、区民の防災への関心が高まっています。「区民意識調査」では、地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこととして、「性別に応じてプライバシー（更衣、授乳、トイレ、就寝スペースなど）を確保するような避難所運営を行うこと」が7割を超えており、女性の視点を取り入れた防災対策が求められています（図6）。

男女が社会の対等な構成員として、政策や方針決定過程への女性の参画は重要ですが、本区の女性参画率は29.5%（令和3年3月31日現在）で、十分とはいえない状況です。

「区民意識調査」によると、政策や方針決定過程への女性参画を妨げている要因として、「男性優位の組織運営に問題があるから」が最も多く、「女性の参画を進めようと意識している人が少ないから」「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識があるから」が続いています（図7）。また、政治や行政への女性の参画推進に必要なことでは「区が女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の管理・監督者昇任を促す計画を作成する」が最も多くなっています（図8）。

（*1）ジェンダー・ギャップ指数とは、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野で男女格差を数値化して順位付けしたものです（2021年の日本の順位は156か国中120位）。

図5 家事などの分担（町内会や自治会への出席）
男女の地位の平等感（自治会やNPOなどの地域活動の場）
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（令和2年））

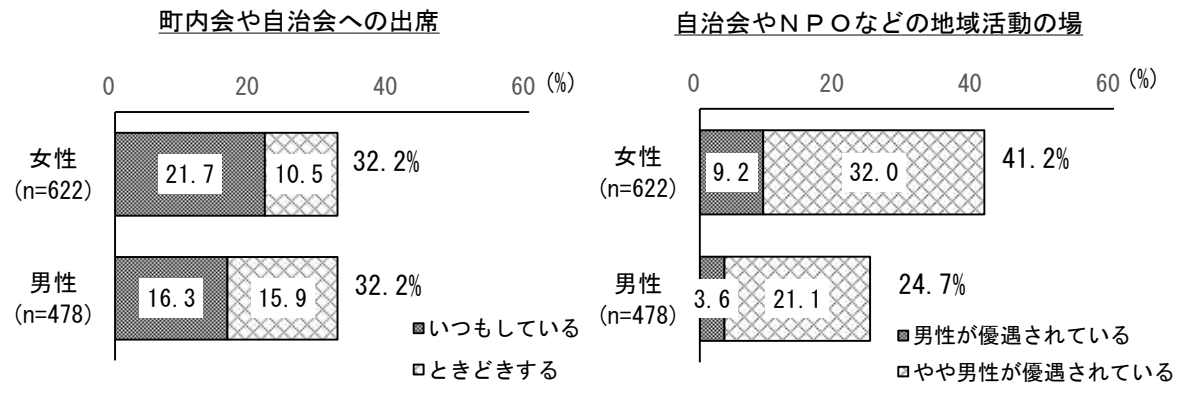


図6 地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこと
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（令和2年））

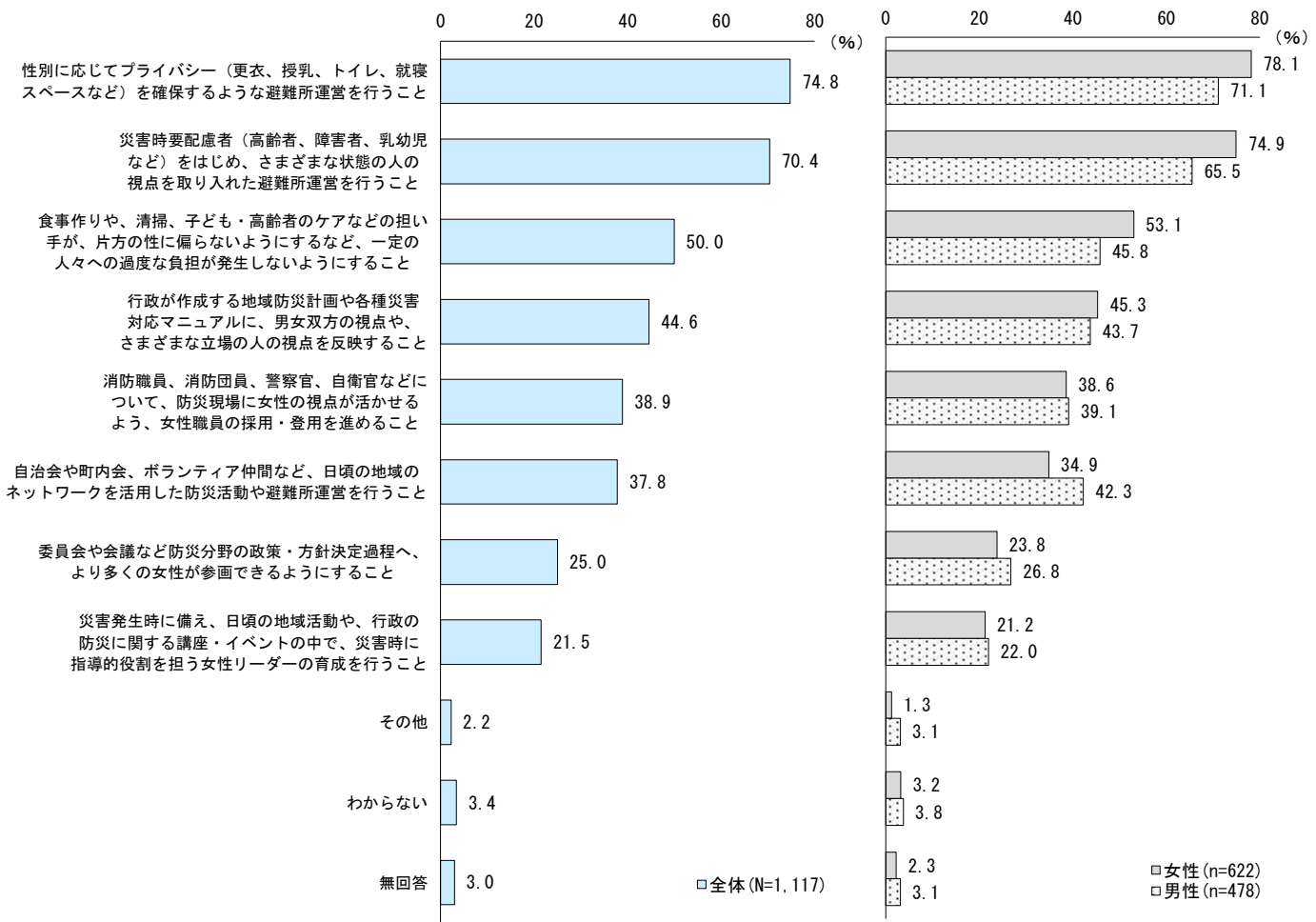
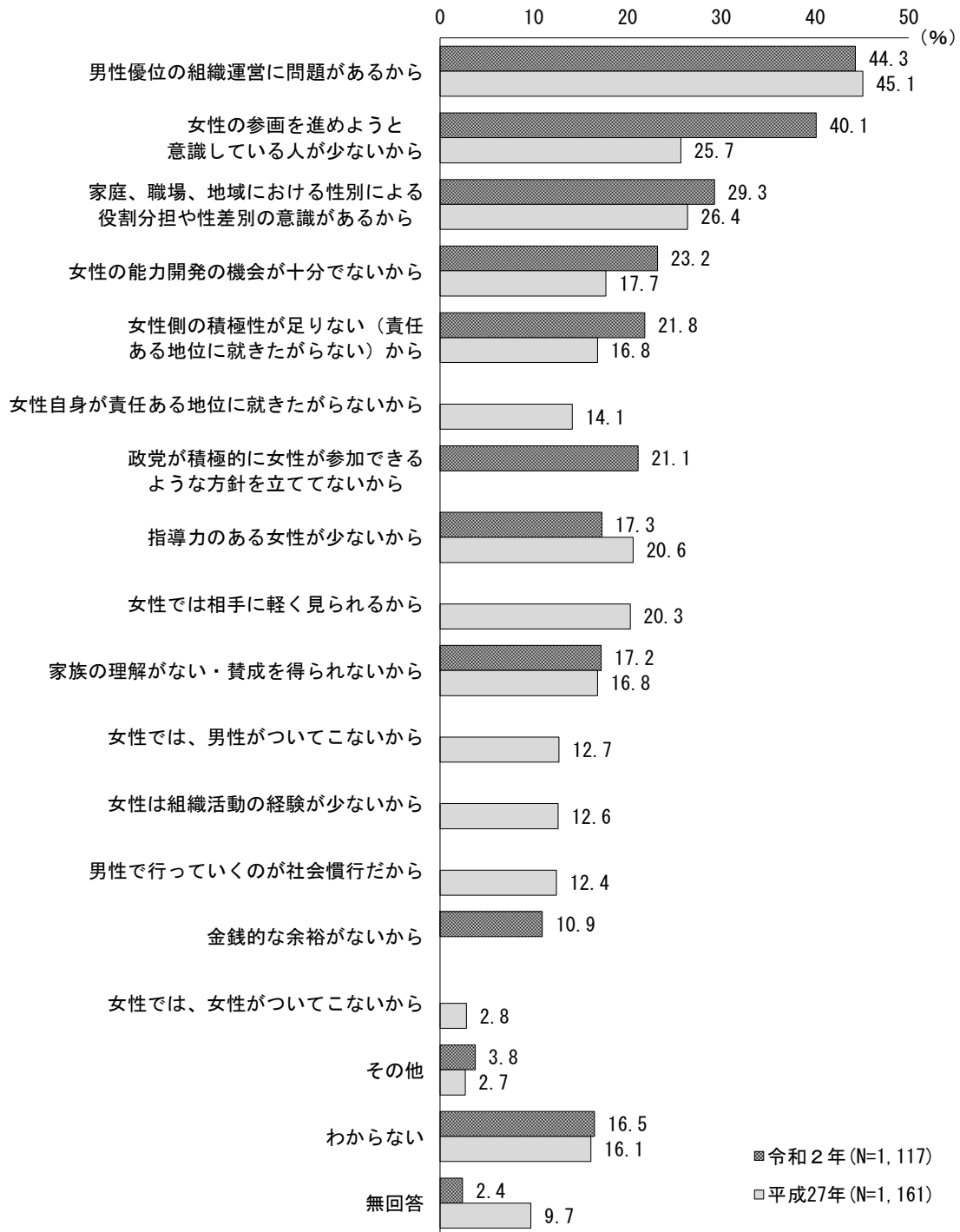


図7 政策や方針決定過程への女性参画を妨げている要因
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(平成27年、令和2年))

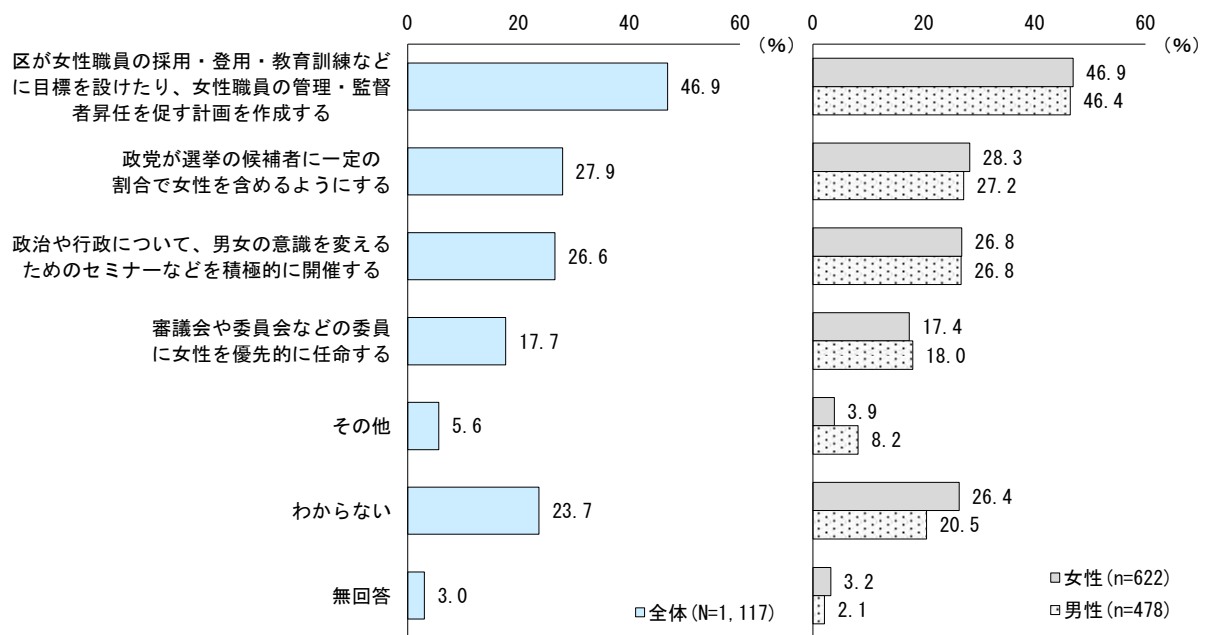


※平成27年調査では、「女性側の積極性が足りない(責任ある地位に就きたがらない)から」は「女性側の積極性が足りないから」、「家族の理解がない・賛成を得られないから」は「家族の支援・協力が得られないから」でたずねている。

※令和2年調査には、「女性自身が責任ある地位に就きたがらないから」、「女性では相手に軽く見られるから」、「女性では、男性がついてこないから」、「女性は組織活動の経験が少ないから」、「男性で行っていくのが社会慣行だから」、「女性では、女性がついてこないから」はなし。

※平成27年調査には、「政党が積極的に女性が参加できるような方針を立ててないから」、「金銭的な余裕がないから」はなし。

図8 政治や行政への女性の参画推進に必要なこと
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



施策の方向 1

男女平等推進センターでのイベント開催のほか、男女共同参画に関する活動に取り組む地域団体との協働や子どもの育成に関する学習活動支援等を通じて、地域活動における男女平等意識を高めます。

地域活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・パルフェスタ（男女平等推進センターまつり） ・地域団体向け講座開催支援 ・家庭教育応援制度
-------------------	--

施策の方向 2

地域の防災活動において、区と区民が共に男女平等について考え、避難所運営や備蓄物資の配備など女性視点の防災対策を推進します。

女性の視点を積極的に取り入れた防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関わる講座 ・女性のための防災対策等検討委員会 新規
------------------------	--

施策の方向 3**葛飾区女性活躍推進計画（第2次）**

区の審議会や委員会などで積極的に女性を登用し、政策・方針決定過程への女性参画を図ります。また、区職員の女性活躍を推進するため、女性職員の意欲向上や計画的育成、キャリア形成支援などに取り組みます。

政策・方針決定過程への女性参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の積極的な登用 ・「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進 ・「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表 ・葛飾区女性職員活躍推進計画 第二期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進
--------------------	---

目標2 自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援します

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（*2）が図られ、すべての人が自分自身を大切に、心身ともに健康で充実した暮らしができる社会の実現を目指します。

課題① ワーク・ライフ・バランスの推進 （仕事と生活の調和）

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、働きながら子育てや介護、家庭（家事）や地域、自己啓発にかけける時間を持つなど、個人の価値観やライフスタイルに応じた多様な生き方を選択できることが重要です。

「区民意識調査」によると、ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこととして、「残業や副業を行わなくても生活ができるよう、賃金が上昇する」「残業を減らしたり、年休をしっかりとる」「在宅勤務や仕事の段取りを工夫するなど、業務の効率化により長時間労働を改善する」「男女ともにさまざまなライフスタイルを選択できるという意識の普及を図る」が上位に挙がっています（図9）。

また、優先度の希望と現実では、「仕事」と子育てや介護などの「家庭生活」、「地域・個人の生活」との両立について、希望と現実との乖離が大きくなっています（図10）。介護離職や子育てと介護を同時期に担うダブルケアなどの問題も顕在化する中、仕事と子育て・介護等との両立支援を充実することが求められています。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、企業が積極的に取り組むことも重要です。従業員の仕事と生活の両立を図り、働きやすい職場環境を整えることは企業の利益や優秀な人材の確保にも繋がります。

「区民意識調査」では、育児休業及び介護休業の利用経験は、ともに1割未満にとどまっています（図11、図12）。女性の働き方の意識については、「子育ての時期だけ一時辞めて、その後はまた仕事を持つ」が最も多くなっていますが、女性30代・40代では「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を持つ」が最も多く、仕事と子育てなどとの調和の取れた働き方が望まれています（図13）。

（*2）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、区民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいいます。

図9 ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

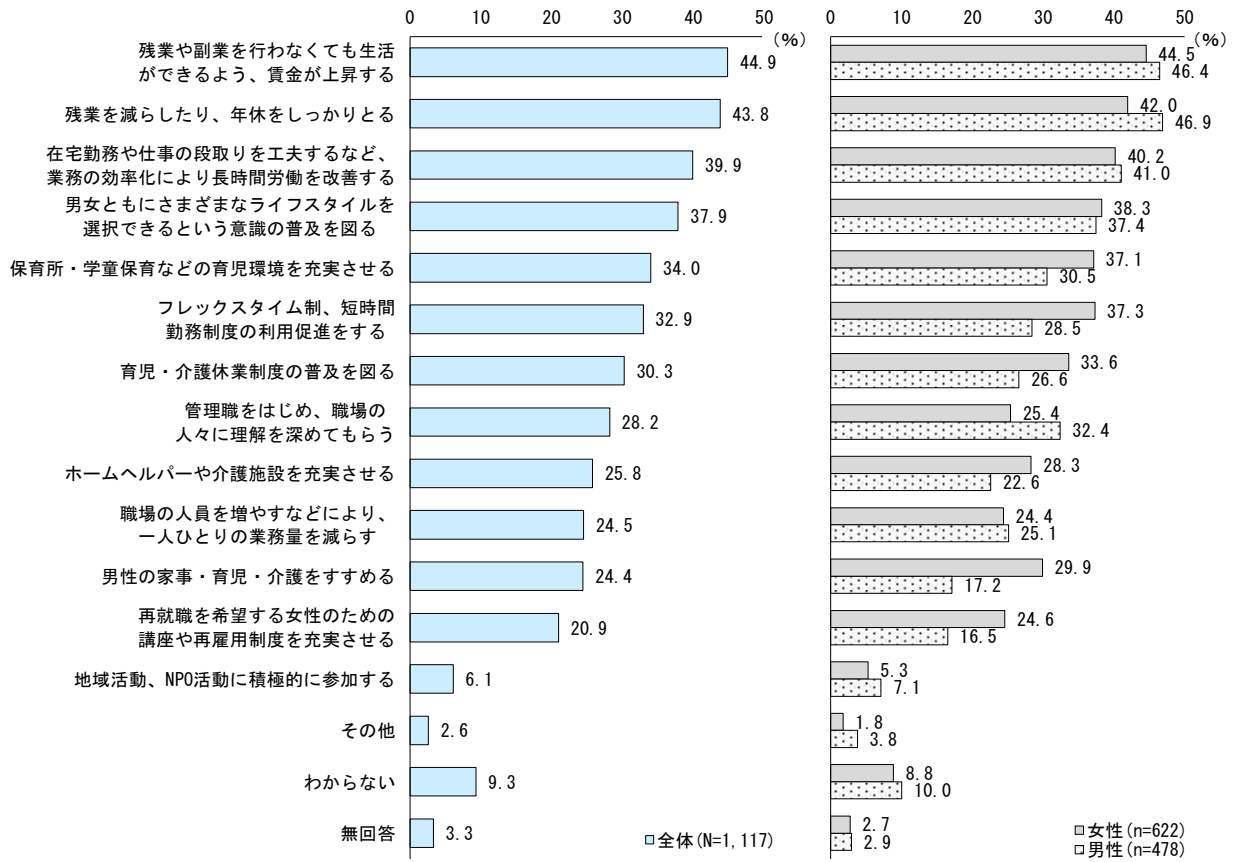
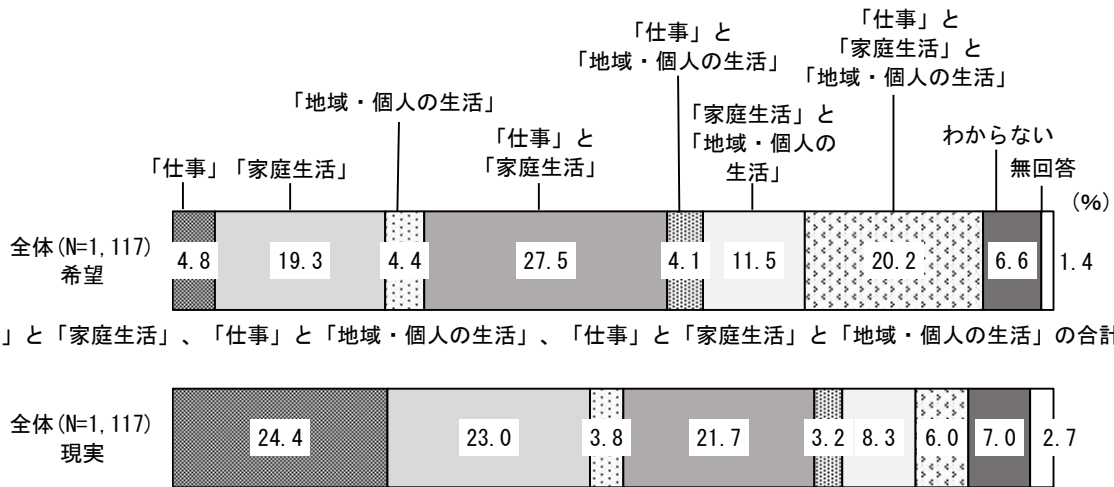


図10 優先度の希望と現実
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



* 「仕事」と「家庭生活」、「仕事」と「地域・個人の生活」、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の合計は51.8%。

* 「仕事」と「家庭生活」、「仕事」と「地域・個人の生活」、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の合計は30.9%。

図11 育児休業の利用状況
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(平成27年、令和2年))

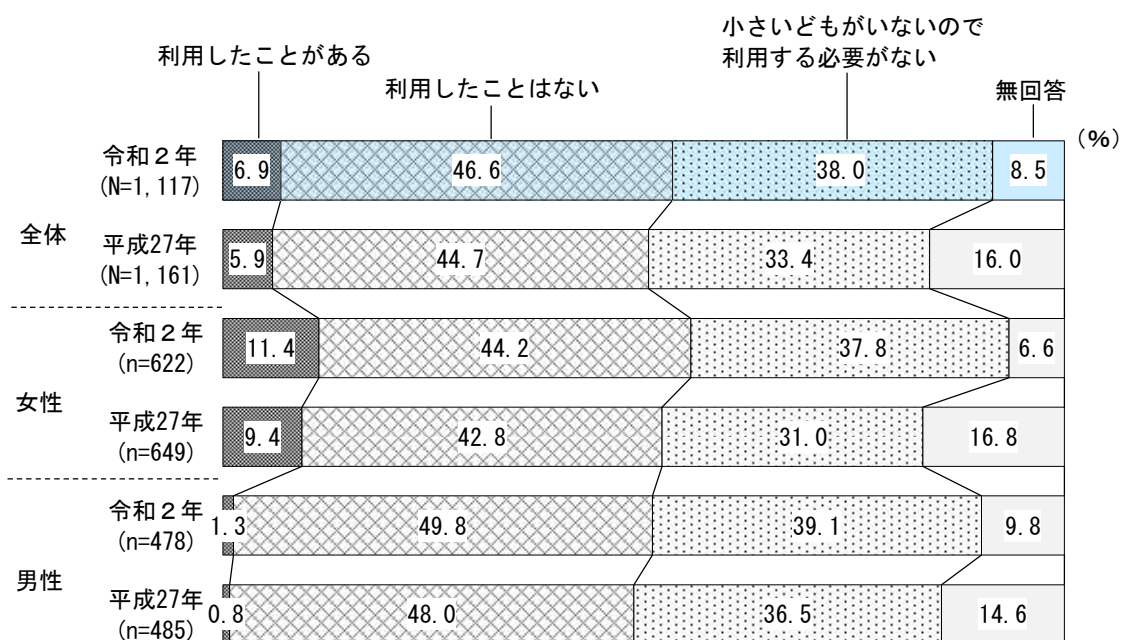


図12 介護休業の利用状況
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(平成27年、令和2年))

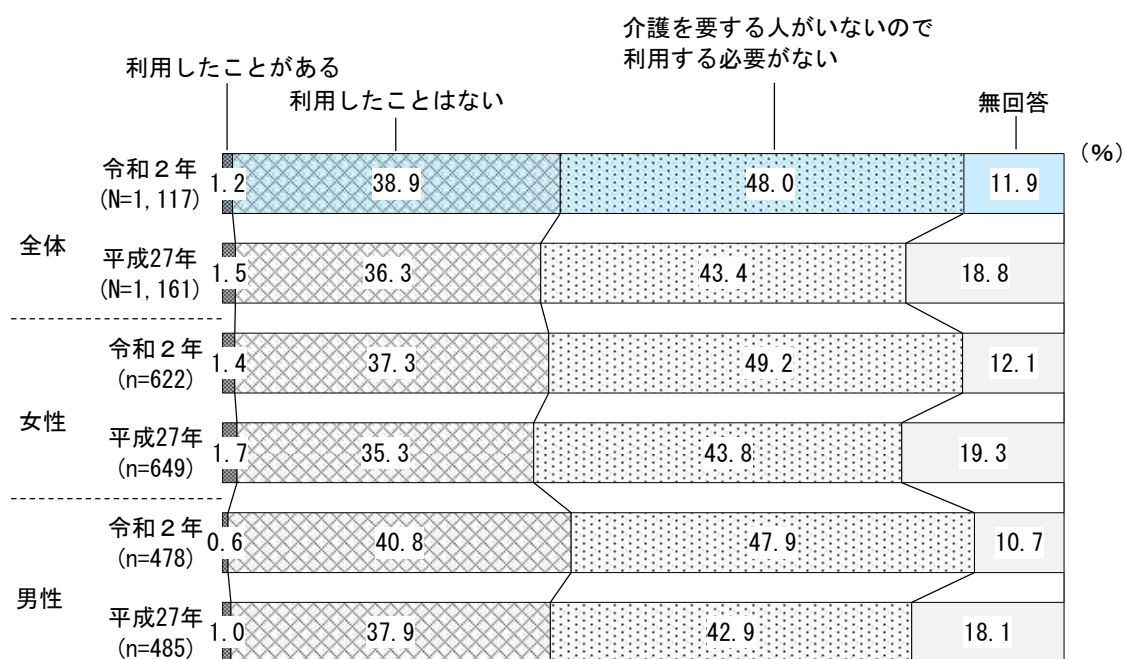
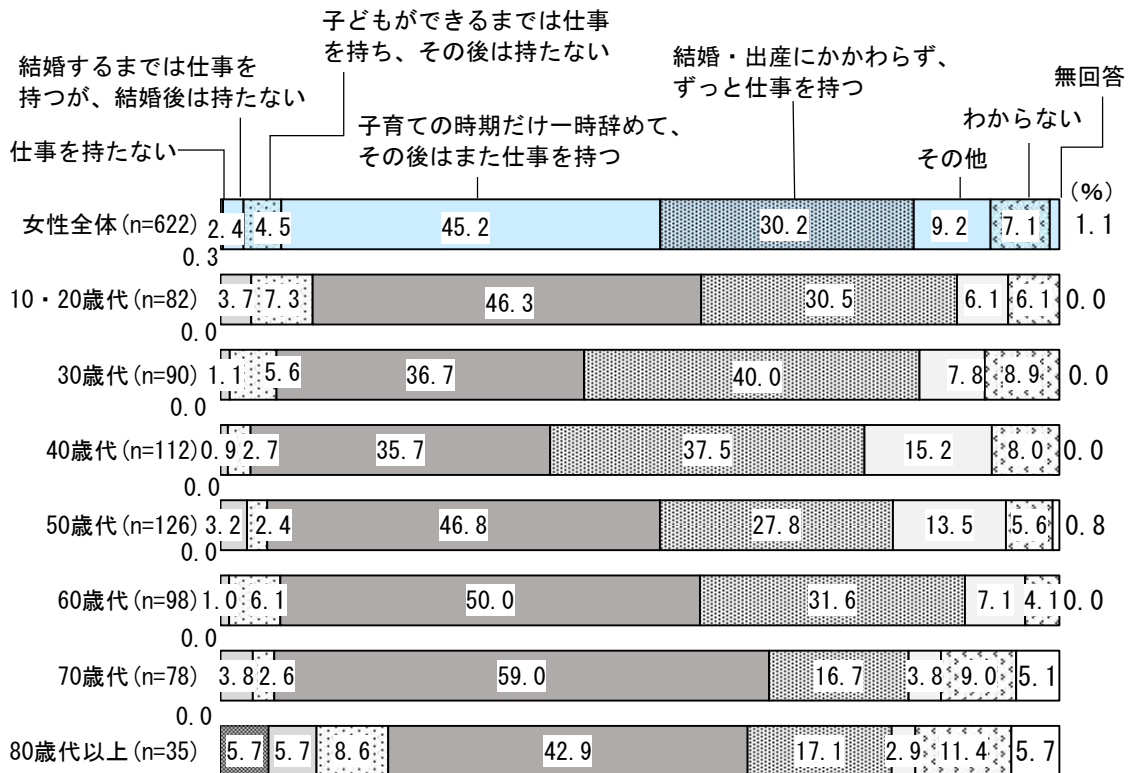


図13 女性の働き方についての意識
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



施策の方向 1

葛飾区女性活躍推進計画（第2次）

ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、講座・講演会等を実施するほか、情報誌を発行します。また、区職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、長時間労働の見直しや柔軟な働き方の整備を行います。

ワーク・ライフ・バランスの実現	<ul style="list-style-type: none">・ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座・講演会・ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行 新規・葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進・職員一人一人が活躍できる職場環境づくり
-----------------	--

施策の方向 2

葛飾区女性活躍推進計画（第2次）

利用しやすい保育環境の整備、小学生を持つ親世代の就労の側面支援としての学童保育クラブの設置、自立生活を維持するための在宅高齢者福祉サービスなど、仕事と子育て・介護等との両立を支援します。

仕事と子育て・介護等との両立支援	<ul style="list-style-type: none">・保育園等の多様な保育サービスの充実・放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）・ファミリー・サポート・センター事業・ショートステイ・トワイライトステイ事業・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業・重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業・しあわせサービス事業・在宅高齢者福祉サービス・葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づく仕事と子育て・介護等との両立のための環境整備
------------------	--

施策の方向 3**葛飾区女性活躍推進計画（第2次）**

企業のワーク・ライフ・バランスの実現を支援するため、アドバイザーを派遣して就業規則を整備するなど労働環境を改善し、働きやすさの向上や優秀な人材の確保につなげるとともに、セミナーを開催します。

企業の労働環境改善に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業 ・企業向けセミナー
-----------------	--

施策の方向 4**葛飾区女性活躍推進計画（第2次）**

女性が自ら希望する働き方を、自らの意思で選択できるよう再就職やキャリアアップ、就業・創業支援等、女性の「働きたい」「働き続けたい」というニーズに対応した事業を実施します。

女性の職業生活継続のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための再就職講座 ・キャリアアップ支援講座（勤労者資格取得等講座事業） ・女性の就業・創業支援事業 ・固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成【再掲】 ・放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）【再掲】 ・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業【再掲】 ・葛飾区女性職員活躍推進計画 第二期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進【再掲】 ・葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進
-----------------	--

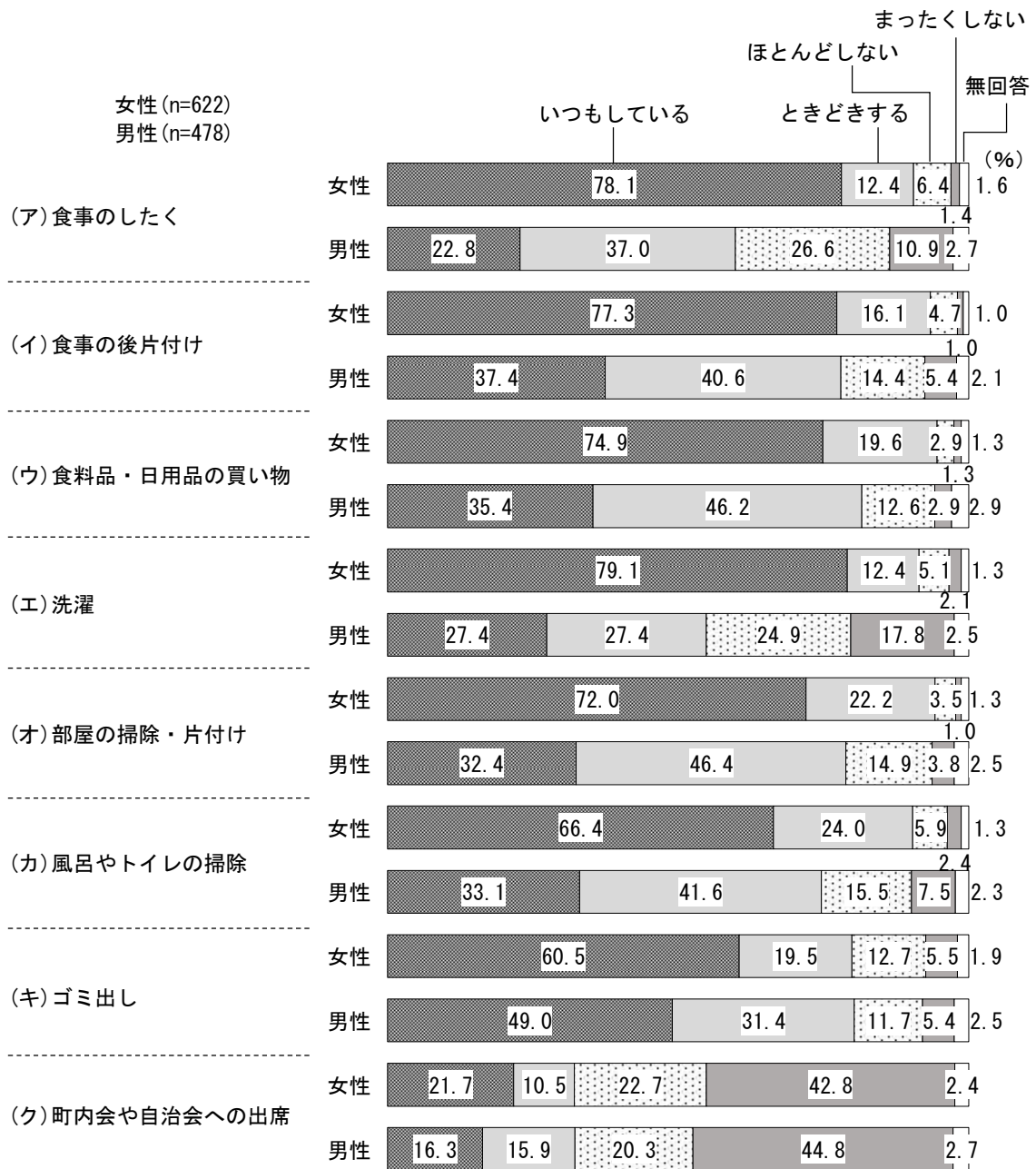
課題② 男性の家庭生活への意識啓発と参画支援 **重点**

働き方改革や在宅勤務・テレワークなど、こうした職場での大きな変化により、男性の家事や子育て、介護等への参画を促す機運が高まっています。

「区民意識調査」によると、家事などの分担は、食事のしたくや後片付け、買い物、洗濯や掃除、町内会などへの出席、育児・子どもの教育等、全項目で「いつもしている」は女性が男性を上回っています(図14)。男性の家庭参画に必要なことについては「男性自身の家事・育児・介護に取り組みたいと思う気持ち」、「男性が家事・育児・介護を担うことに対する、職場の上司や同僚の理解」、「労働時間短縮や休暇取得率の上昇に会社が取り組むこと」が上位に挙がっています(図15)。

男女が共に協力しあい、男性が家事や子育て、介護等を自らのこととして主体的に取り組むことがワーク・ライフ・バランスにおいて求められています。

図14 家事などの分担
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



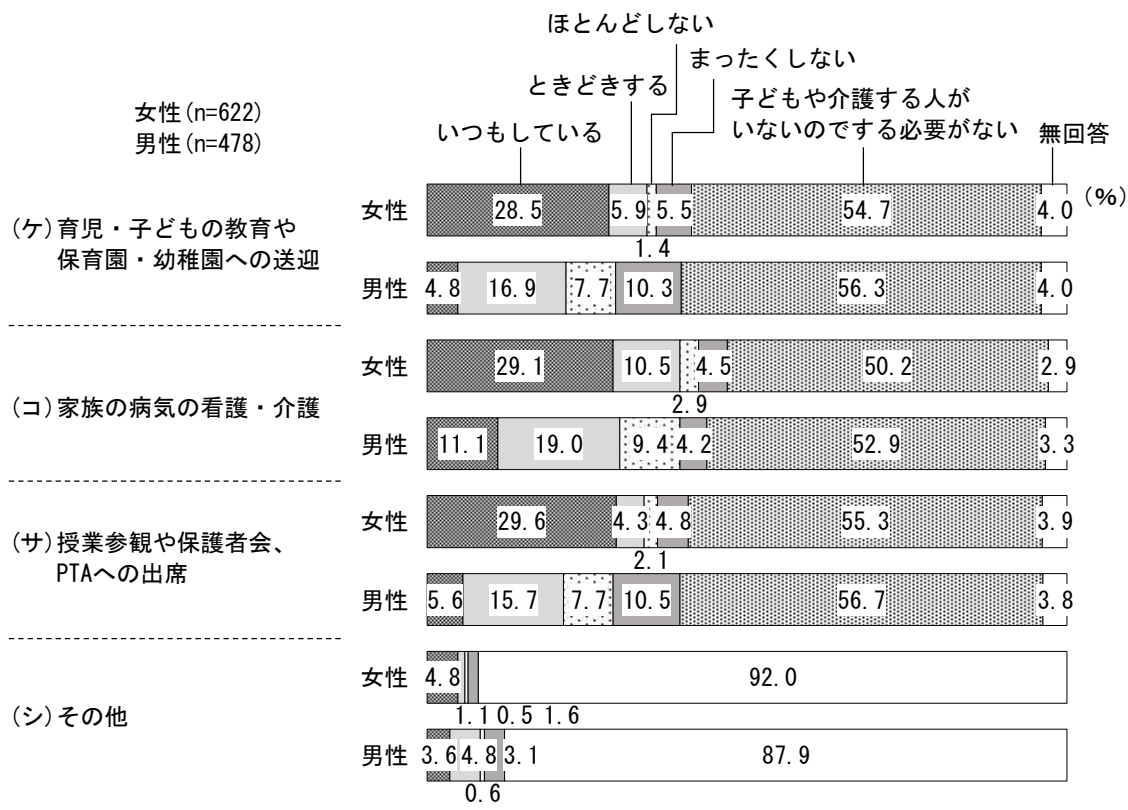
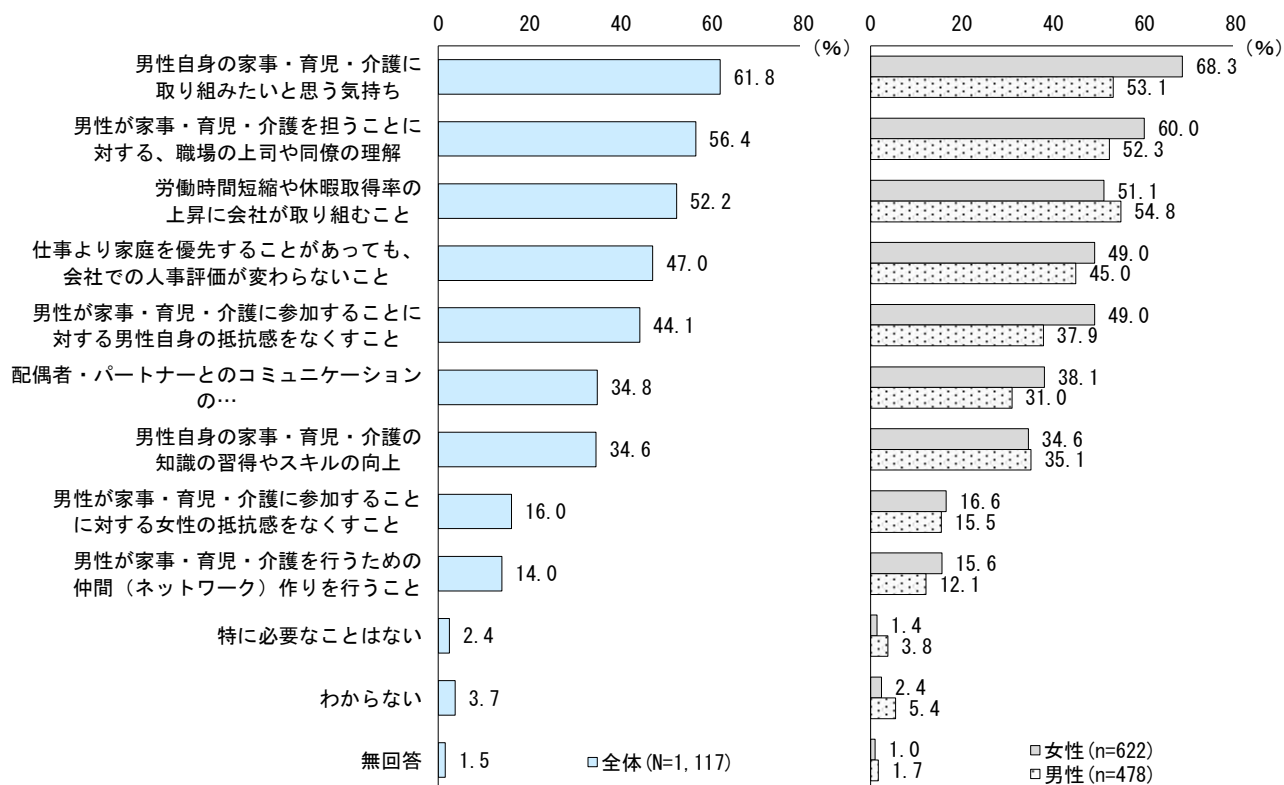


図15 男性の家庭参画に必要なこと
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



施策の方向 1**葛飾区女性活躍推進計画（第2次）**

家事などの多くを女性が担っている状況を踏まえ、男性の家事や子育て等への参画に向けた意識啓発や情報提供を行うとともに、ハローベビー教室・パパママ学級などを通して、育児に参画する男性同士のネットワークづくりを支援することで、男性の子育てへの参加を促進します。

<p>男性の家事や子育てへの参加促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男性向けの家事や子育て等に関する講座 ・ゆりかご面接（ゆりかご葛飾） 新規 ・ハローベビー教室・パパママ学級（母親学級） ・育児学級（2か月児・5か月児） ・家庭教育応援制度【再掲】 ・葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進【再掲】
------------------------	--

課題③ 生涯を通じた健康支援

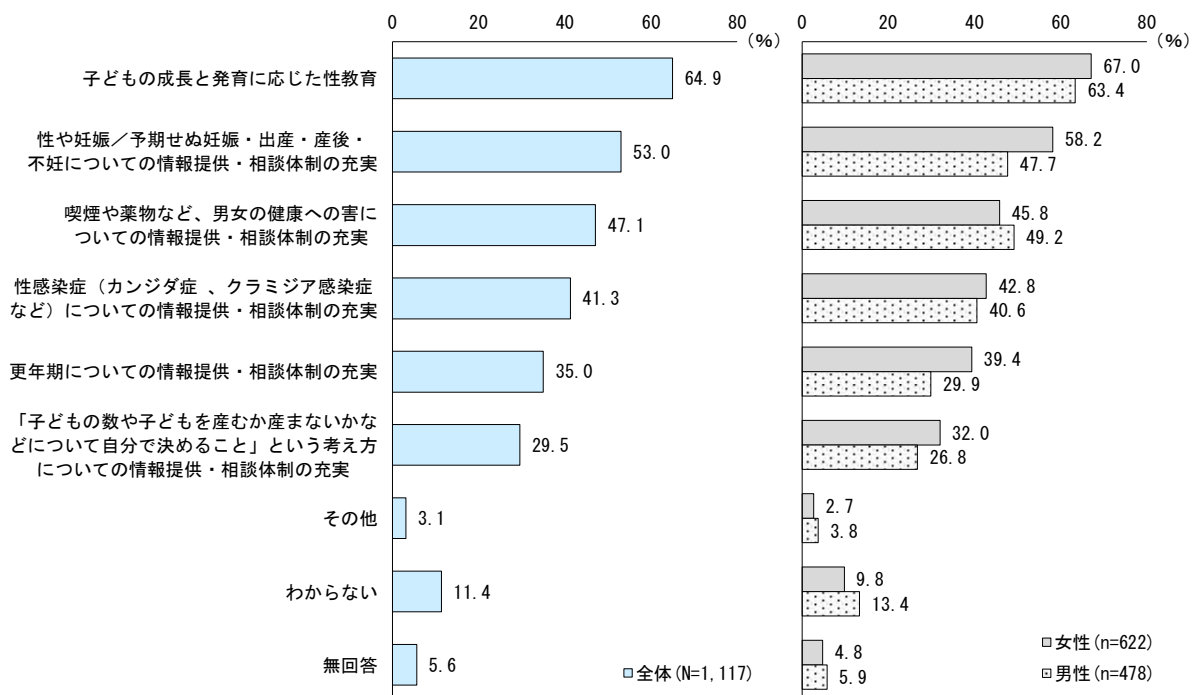
男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重することは男女平等社会を形成していく上で欠かすことができません。

自分自身を大切に生活していくためには、生涯を通じて健康を維持していくことが重要です。年代ごとの課題に応じた健康づくりを推進するとともに、特に、女性は妊娠・出産や更年期など、ライフステージによる変化が大きく、特有の健康問題もあることから適切な健康支援が必要です。

「区民意識調査」によると、性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこととして、「子どもの成長と発育に応じた性教育」「性や妊娠／予期せぬ妊娠・出産・産後・不妊についての情報提供・相談体制の充実」「喫煙や薬物など、男女の健康への害についての情報提供・相談体制の充実」と続いています（図16）。

発達段階に応じた性教育、妊娠・出産だけではなく、不妊、避妊・中絶、思春期や更年期の健康問題など「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（*3）」（性と生殖に関する健康と権利）についても、誰もが正しい知識や情報を得て、理解を深めることが求められています。

図16 性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこと
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（令和2年））



（*3）「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」とは、性や子どもを産むことに関するすべてにおいて、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。

施策の方向 1

健康診査・がん検診などを通して、ライフステージに応じた病気の予防や早期発見に努めます。また、出産後の女性が抱える悩みや不安などの相談に応じ、こころの健康維持を図ります。

ライフステージに応じた健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり健康診査 ・特定健康診査 ・基本健康診査 ・成人歯科健康診査 新規 ・長寿医療健康診査 新規 ・長寿歯科健康診査 新規 ・妊婦健康診査 ・妊婦歯科健康診査 ・産後ケア（ゆりかご葛飾） 新規 ・親と子のこころの相談室 ・乳がん検診 ・子宮頸がん検診 ・通所型住民主体サービス運営支援（介護予防事業）
---------------------	--

施策の方向 2

児童・生徒の発達段階に応じた性教育を推進するとともに、妊娠・出産に関して女性が自らの意思で選択することなどについて、講座による啓発や相談・支援を実施します。

性と生殖に関する啓発・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等教育の視点における性教育の実施【再掲】 ・「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座 ・エイズ・性感染症対策の充実 ・妊娠・出産どうしようコール ～妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ～ ・特定不妊治療費助成事業
---------------	---

目標3 誰もが安全・安心して暮らせる環境を整備します

あらゆる暴力とハラスメントを防止し、被害者の早期発見と安全確保に取り組むとともに、生活上困難な状況を解消し、誰もが安全・安心して暮らせる社会の実現を目指します。

課題① あらゆる暴力の根絶 **重点**

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者等からの暴力（「ドメスティック・バイオレンス（*4）」、以下「DV」という。）だけでなく、ストーカーやリベンジポルノ等あらゆる暴力の防止と被害者保護の法制度の整備が進んでいます。

DVは被害者の心身を傷つけるばかりか、恐怖や不安を与えることを含みます。「区民意識調査」によると、暴力を受けたことがあると回答した人の割合は全体で2割を超え、女性は3割に達しています（図17）。そして、子どもの見ている前で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたるなど、DVは児童虐待と密接な関係にあります。若年層においては、恋人間における交際相手からの暴力（デートDV）が問題となっています。

「区民意識調査」によると、DVの防止及び被害者支援のために必要な対策として、「家庭内であっても暴力は犯罪であるという意識を広める」が最も多くなっています（図18）。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や生活不安、ストレスでDVや児童虐待などの増加が懸念されていることから、被害者や加害者を生まないために「暴力を許さない」という意識を広めるとともに、本人だけでなく周囲からの理解や気づき、働きかけなどにより関係機関に繋げていくことが重要です。

DVは家庭内で行われるため、周りが気付かないうちにエスカレートし深刻化しやすい傾向にあります。相談件数は増加傾向にありますが、「区民意識調査」では、DVを受けた経験があると回答した人のうち、「相談した」は3割台にとどまっています（図19）。相談しなかった、できなかった理由については、「相談するほどのことではないと思った

（*4）ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者（事実婚や元配偶者、共同生活者を含む）からふるわれる暴力のことをいいます。「なぐる」「ける」、といった身体への暴力だけでなく、「大声でどなる」「無視する」「子どもに危害を加える」といっておどすなどの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する」などの性的暴力があります。

から」「相談しても無駄だと思ったから」「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」が上位に挙がっています(図20)。また、暴力を受けた経験を「相談した」と回答した人の相談先は、「友人・知人に相談した」「家族や親族に相談した」「区の相談窓口で相談した」と続いています(図21)。被害が深刻になる前に早期発見できるよう、相談体制を充実させるとともに、一時保護や生活再建など、本人の意思を尊重しながら安全確保と自立に向けた支援が必要です。DV被害者は暴力のほか、生活や子どものことなど様々な問題を抱えていることも多いことから、関係機関が相互に連携しながら切れ目のない支援をしていくことが重要です。

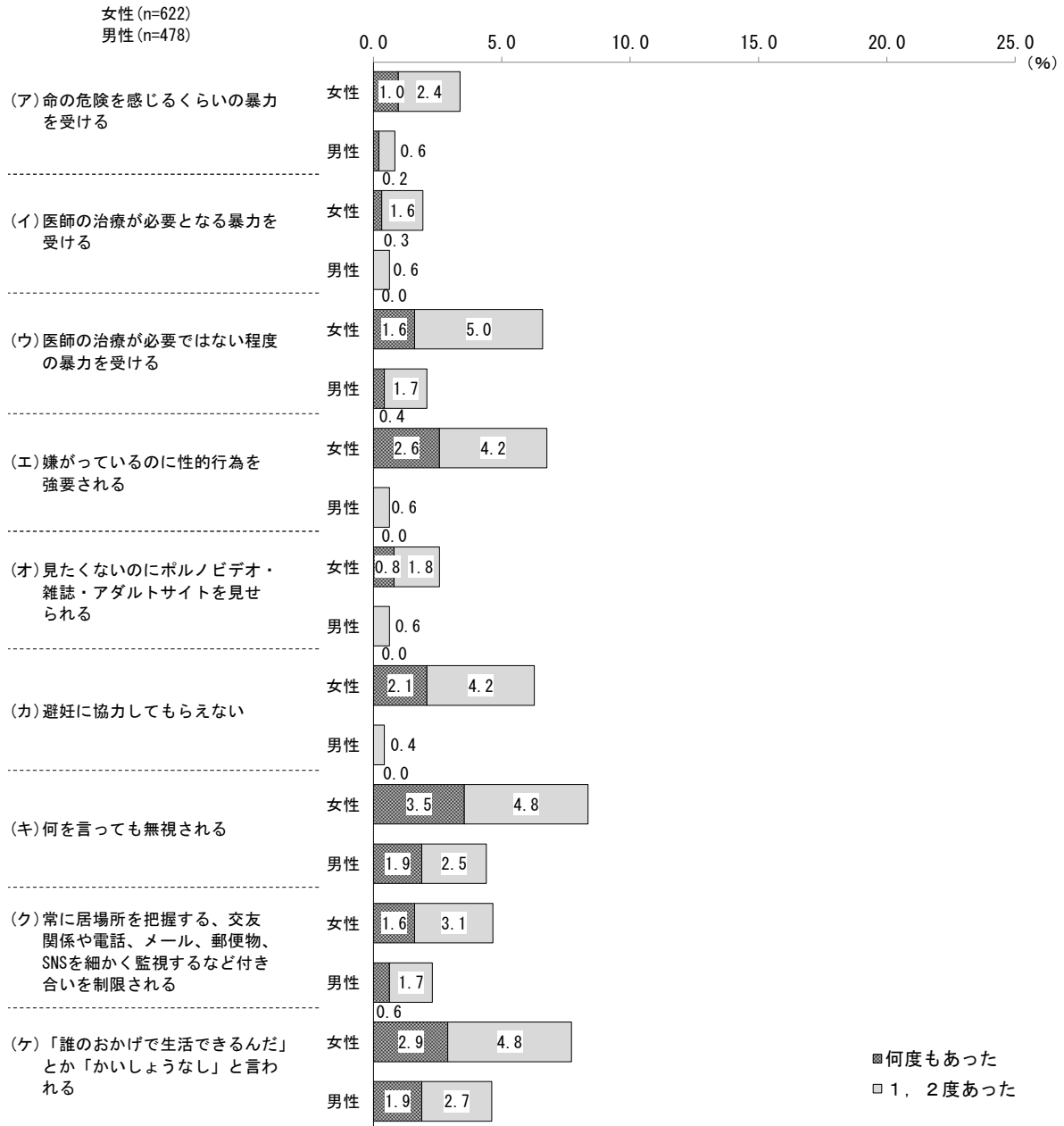
DVだけでなく、性暴力やセクシュアル・ハラスメント(*5)なども被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身ともに長期間にわたり重大な影響を及ぼします。

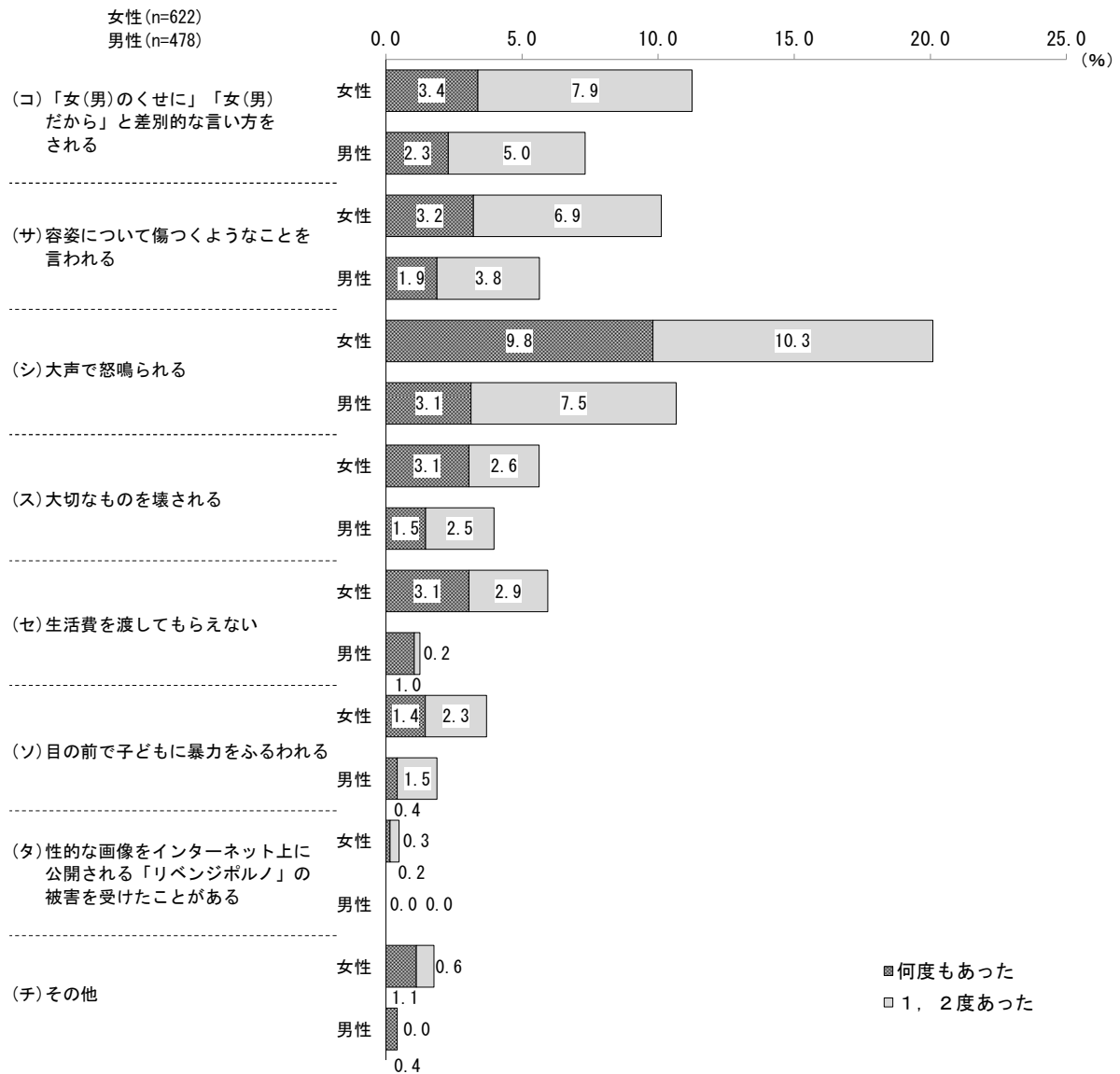
「区民意識調査」によると、職場でのセクシュアル・ハラスメントの経験の有無については、差別的な言い方や性的な話、容姿や年齢に関することなど不愉快な経験したことが多岐にわたっています(図22)。

暴力防止に向け、様々な機会をとらえて普及・啓発に取り組むことが必要です。

(*5) ハラスメントとは、相手の意に反した言動等により相手に不快を与える嫌がらせ行為をいいます。性的な嫌がらせ行為であるセクシュアル・ハラスメントのほか、職務上の地位や人間関係などの職場での優位性をふりかざすパワー・ハラスメントなどがあります。

図17 ドメスティック・バイオレンスの経験の有無
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))





* DVの経験がいずれかに「何度もあった」「1, 2度あった」と回答した人数 (女性 188人 男性 80人)

図18 ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者支援のために必要な対策
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

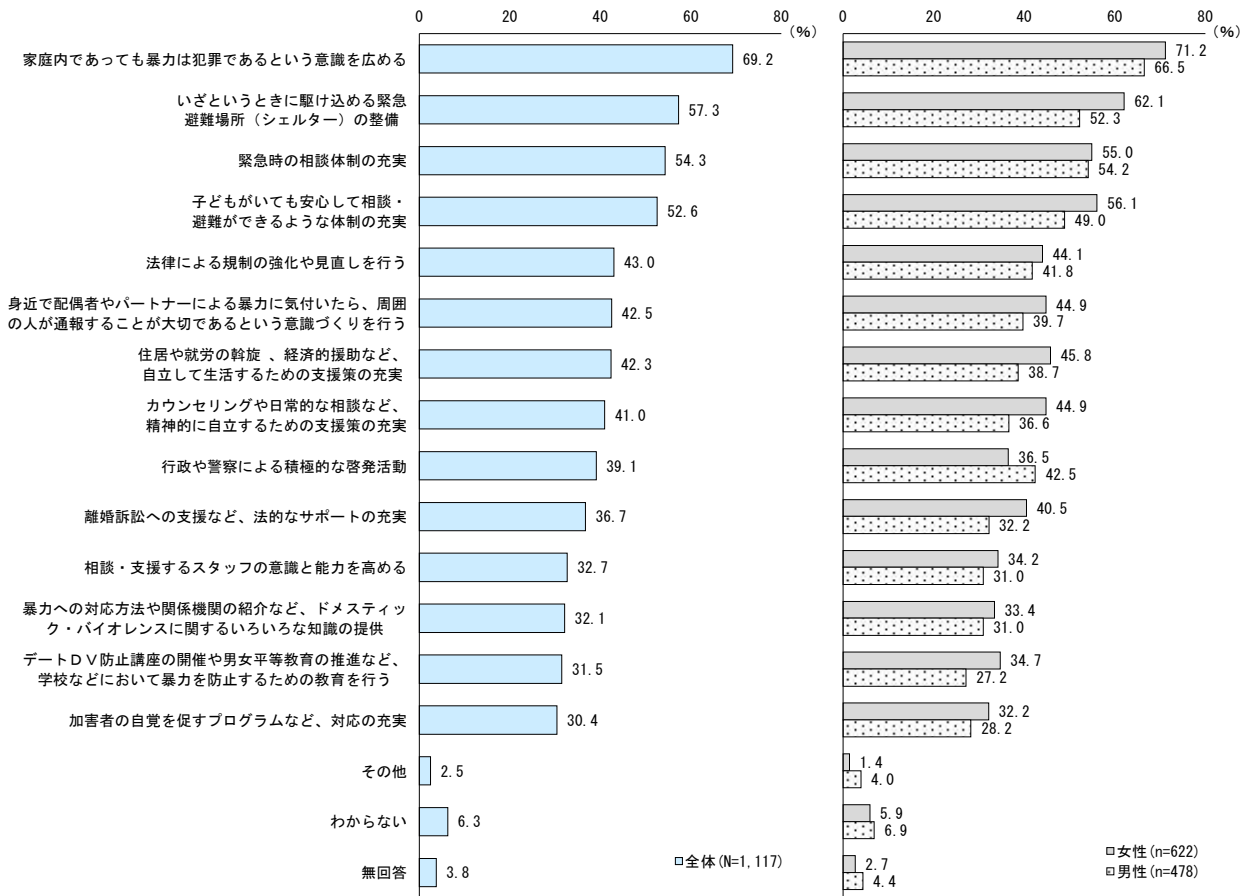


図19 相談の有無(DVを受けた経験がある人)
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

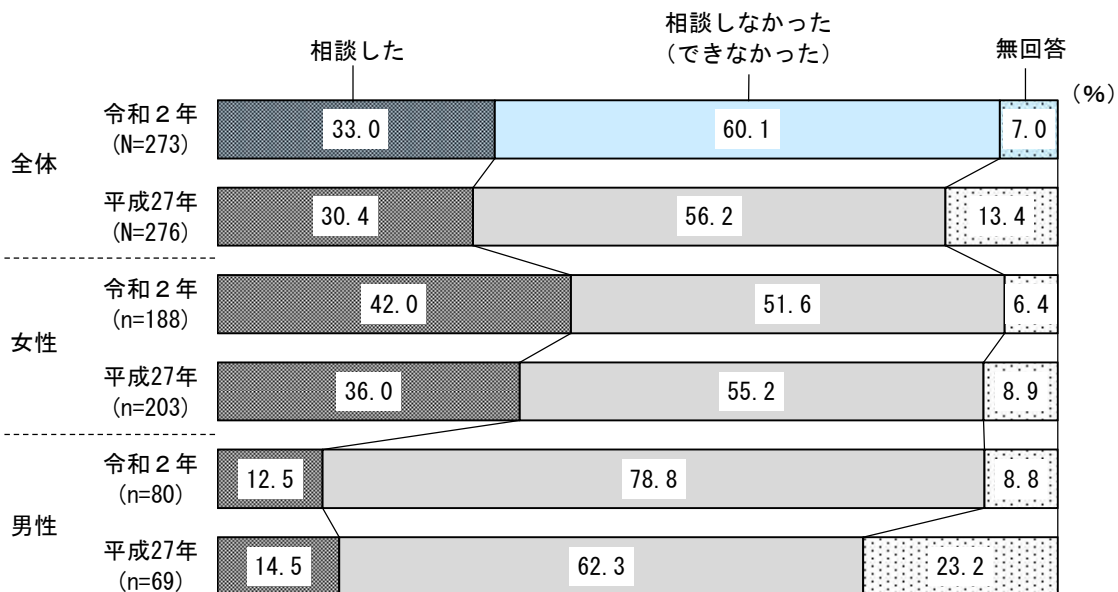


図20 相談しなかった、できなかった理由
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

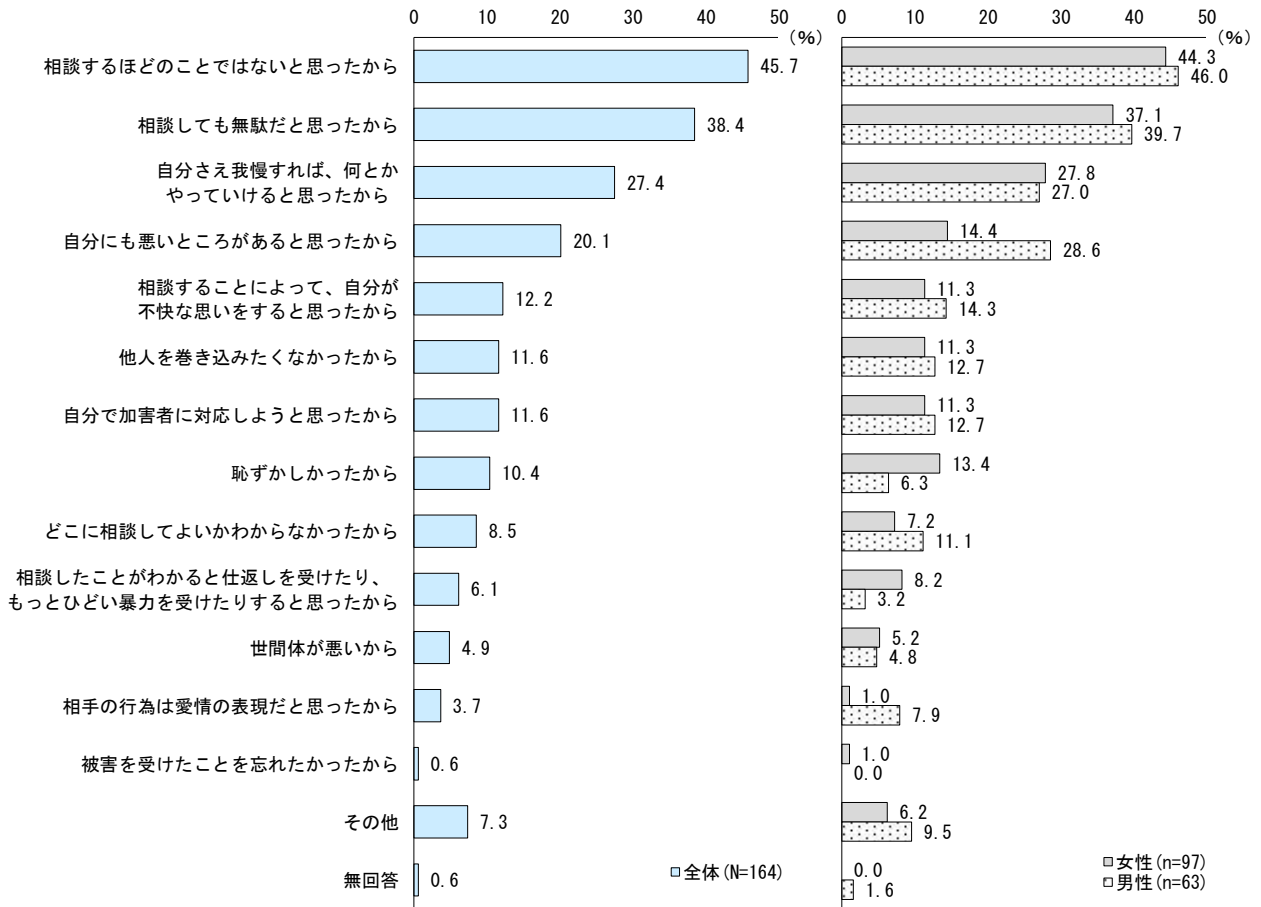


図21 相談先 (DVを受けたことを相談したことがある人)
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

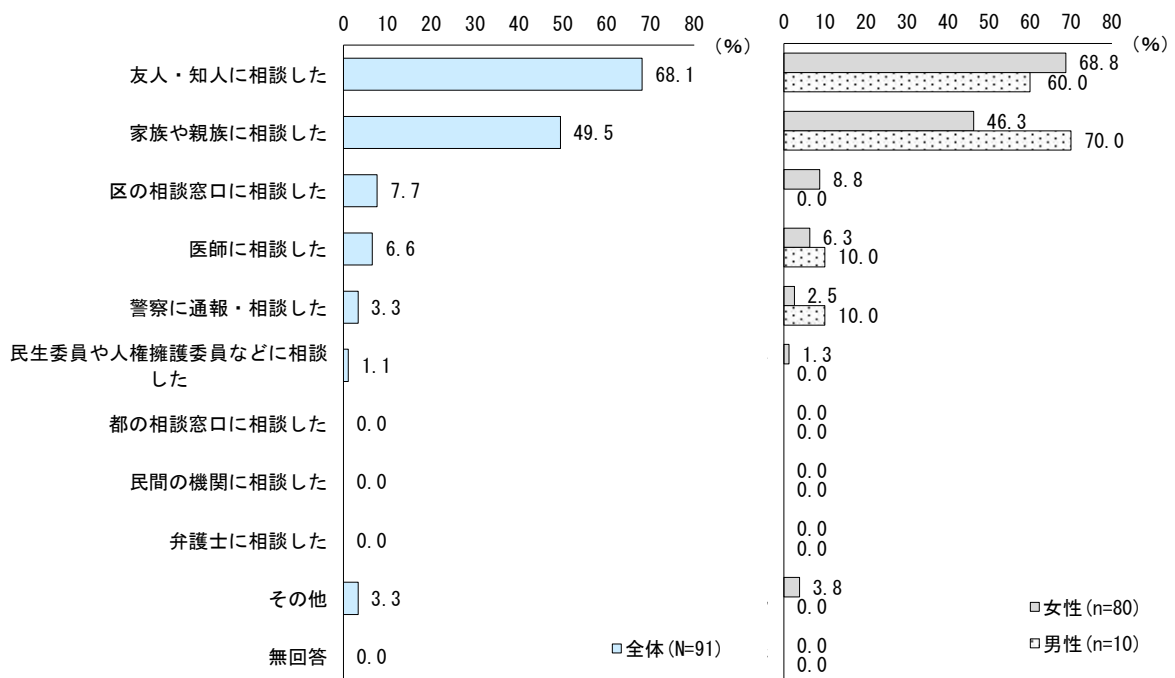
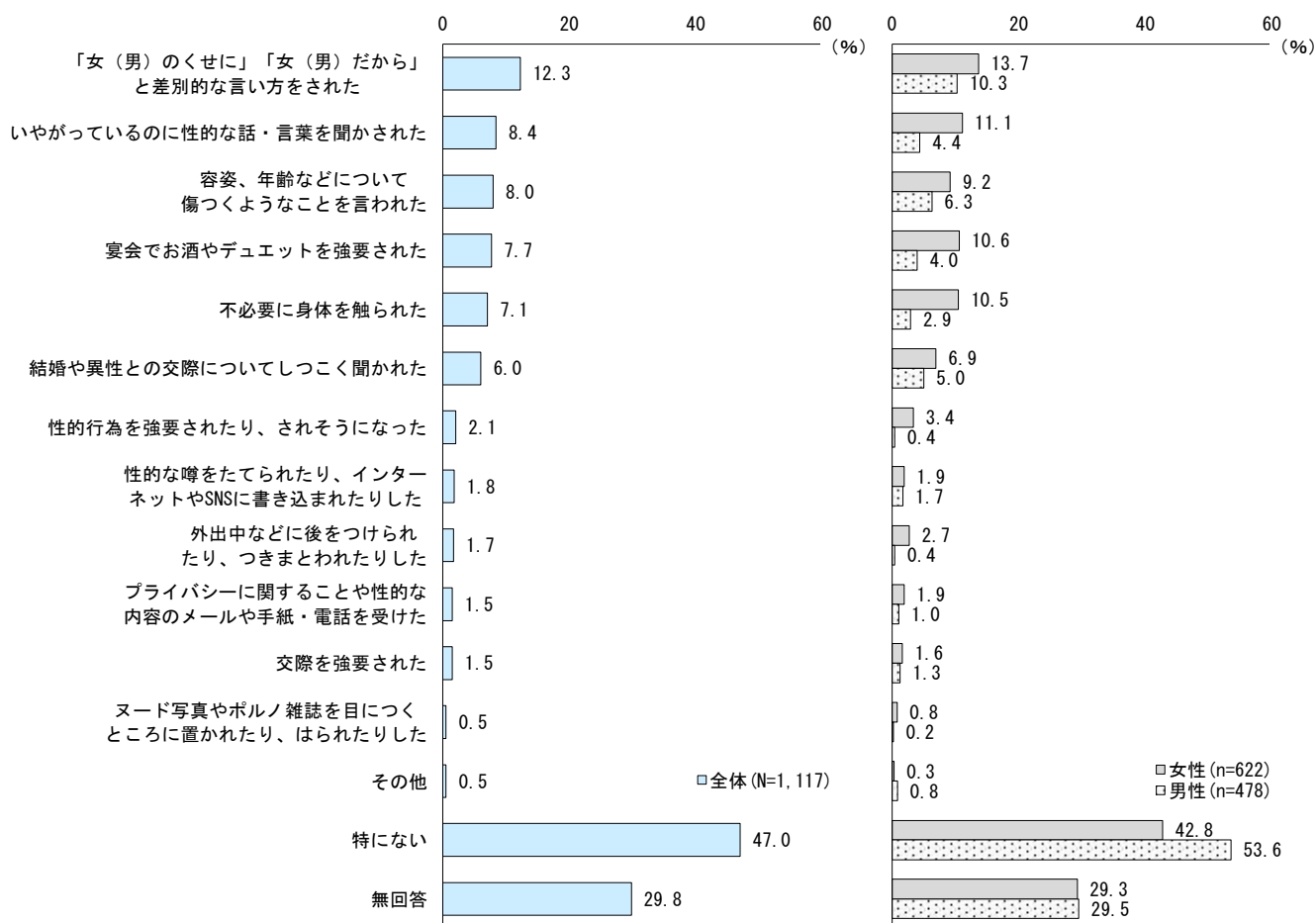


図22 職場でのセクシュアル・ハラスメントの経験の有無
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



施策の方向 1**葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）**

配偶者や交際相手などからの暴力防止に関する講座等の開催や相談窓口の周知カード発行、冊子の配布などを通して、あらゆる暴力の未然防止と早期発見に取り組みます。

配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力をなくす運動の推進 ・若年層に向けた啓発 ・配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知 ・育児支援訪問事業【再掲】 ・子どもとその家庭に関するさまざまな相談 ・要保護児童対策地域協議会 ・高齢者虐待防止事業
---------------------	--

施策の方向 2**葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）**

暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じるなど関係機関が連携して被害者支援を行うとともに、窓口職員等を対象にした研修等により、相談体制を強化します。

相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センター事業の取組 ・女性に対する暴力相談（DV相談） ・DV防止関係機関連絡会の運営 ・窓口職員等研修 ・住民基本台帳事務における支援措置 ・女性相談 ・ひとり親家庭相談 ・配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知【再掲】 ・育児支援訪問事業【再掲】 ・子どもとその家庭に関するさまざまな相談【再掲】 ・高齢者虐待防止事業【再掲】
---------	---

施策の方向 3

葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）

被害者本人とその家族の安全確保と安心して暮らせるよう自立に向けた支援を行います。

被害者の安全確保と自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・DV 被害者に関する情報の適切な取り扱い・都営住宅優先抽選の情報提供・配偶者暴力相談支援センター事業の取組【再掲】・女性に対する暴力相談（DV 相談）【再掲】・DV 防止関係機関連絡会の運営【再掲】・窓口職員等研修【再掲】・住民基本台帳事務における支援措置【再掲】・女性相談【再掲】・ひとり親家庭相談【再掲】・高齢者虐待防止事業【再掲】
-------------------	--

施策の方向 4

講座などを通して、性暴力やハラスメントなどあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発等を行います。

性暴力・ハラスメントの防止	<ul style="list-style-type: none">・暴力防止に向けた普及・啓発・人権啓発紙による啓発（企業向け） 新規・ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営・不健全図書類に対する規制への支援
---------------	--

課題②

生活上困難な状況を解消するための取組促進 **重点**

ひとり親家庭や非正規雇用労働者など経済社会において男女が置かれた状況の違いなどを背景に、女性は貧困など生活上の困難に陥りやすいといわれています（図23、図24）。そして、新型コロナウイルス感染症は、こうした弱い立場の人々により深刻な影響を与え、これまで見過ごされてきた男女間の格差が顕在化しています。

令和2年4月の雇用者数は男女ともに大幅に減少しましたが、特に女性の減少幅が大きくなっています（図25）。正規・非正規雇用労働者ともに女性の割合が高い「宿泊・飲食業（図26）」では、外出・移動の自粛や飲食店の時短営業などが続き、女性が大きな影響を受けています。経済的な理由等により生理用品を購入できない「生理の貧困」も問題となり、地方公共団体で防災備蓄品を活用して生理用品を無償配布するなど、本区においても令和3年4月に取り組みました。

また、ひとり親家庭の多くは母子世帯であり、厚生労働省の「2019年 国民生活基礎調査」によると、ひとり親世帯の相対的貧困率（*6）は48.3%で、約半数が経済的に困難な状況に置かれていることがわかります（図27）。このような状況の中では子どもへの影響も懸念されることから、就業や家事・育児支援などを行うことで安心して子育てしながら生活できる環境を整備していくことが必要です。

さらに、高齢者、特に高齢単身女性は、高齢期に達するまでの働き方や家族形態などにより生活の備えを十分にできないことで経済的に困難な状況に陥りやすいという問題もあります。

障害のある方や日本に住む外国人などのほか、複合的に困難な状況に置かれている場合などもあり、自立と安定した暮らしができるよう支援していくことが重要です。

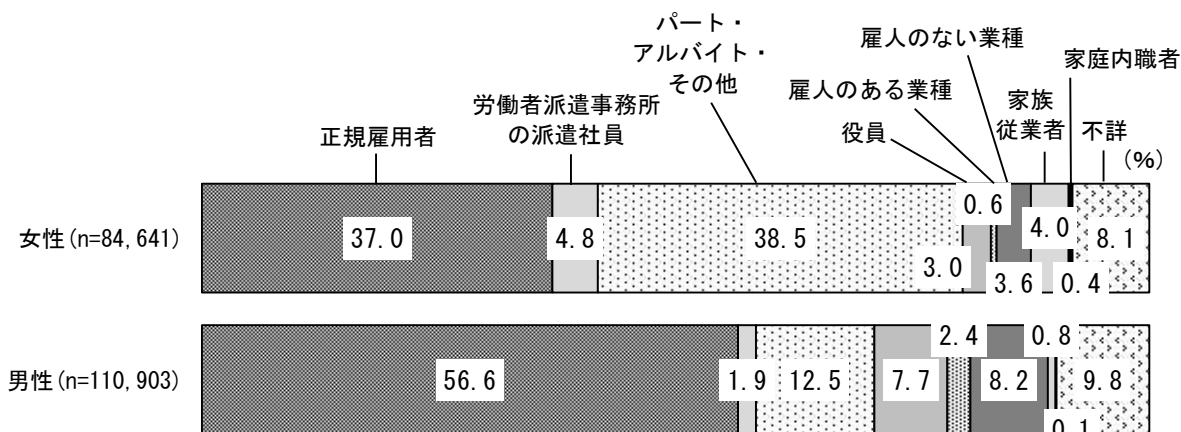
図23 葛飾区のひとり親世帯数
（葛飾区子ども・若者計画（母子世帯及び父子世帯の推移））

	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	2,963	2,215	2,314
父子世帯	384	296	266

平成17年、22年、27年国勢調査（総務省）より作成

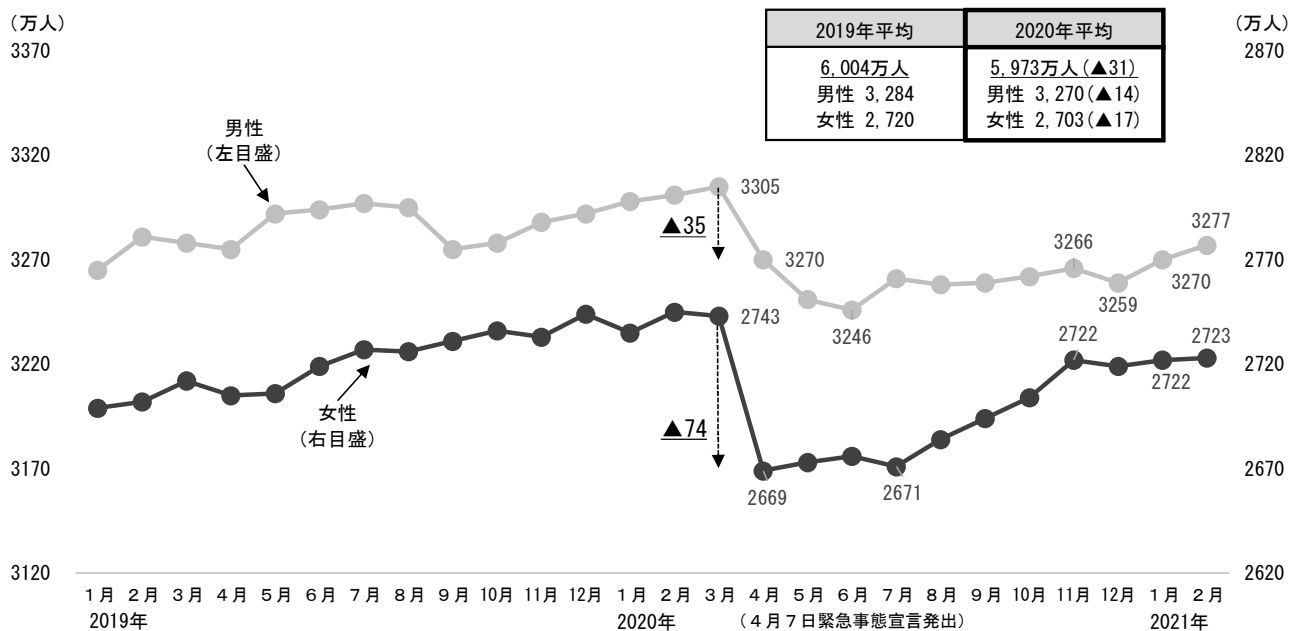
（*6）相対的貧困率とは、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいいます。

図24 就業者総数に占める従業上の地位別割合（葛飾区）
（国勢調査（平成27年））



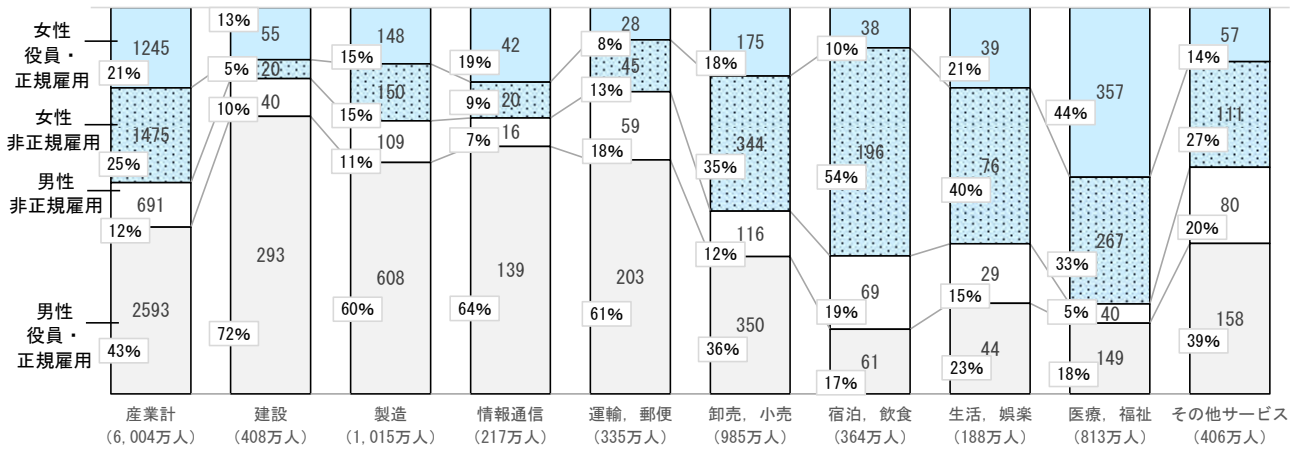
- * 就業者は15歳以上
- * 就業者総数には、従業上の地位「不詳」を含む。
- * 雇人のある業主：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
- * 雇人のない業主：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

図25 雇用者数の推移
（「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書
～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」（令和3年））



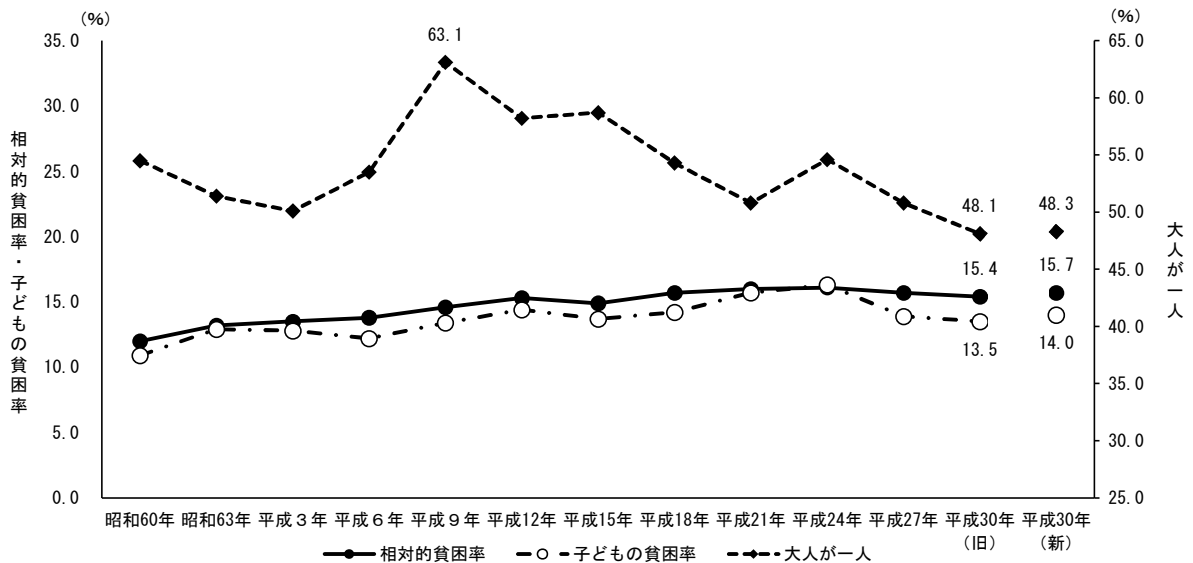
総務省「労働力調査」より作成

図26 産業別雇用者の男女別・雇用形態別の割合（2019年）
 （「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書
 ～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」（令和3年）



総務省「労働力調査」より作成

図27 貧困率の年次推移
 （2019年 国民生活基礎調査（貧困率の状況））



- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 「大人が一人」とは子どもがいる現役世帯のうち大人一人で子どもを養育している家庭をいう。
 6) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 7) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

施策の方向 1

ひとり親家庭や高齢者、障害のある方など、日常生活において直面する困難な状況を解消するために、様々な支援を行うことで、自立と安定した暮らしに向けた環境整備に取り組みます。

自立と安定した暮らしに向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none">・ 包括的な支援体制の整備 新規・ 生活困窮者自立支援事業 新規・ 育児支援訪問事業・ ひとり親家庭自立支援事業・ 養育費の受け取り支援事業 新規・ 若者支援体制の整備 新規・ 障害者就労支援事業・ 障害者の日中活動の支援・ 外国人生活相談・ ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業【再掲】・ しあわせサービス事業【再掲】・ 在宅高齢者福祉サービス【再掲】・ 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業【再掲】・ ひとり親家庭相談【再掲】・ 親と子のこころの相談室【再掲】・ 都営住宅優先抽選の情報提供【再掲】
--------------------	--

目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現します

多様な性・生き方を認める人権が尊重され、誰もが平等で共に支え合いながら暮らしていける社会の実現を目指します。

課題 多様性の尊重

重点

SDGs（*7）の17の目標の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」とあるように、性自認や性的指向（*8）など、多様性を尊重する社会的気運が高まっています。

LGBT（*9）は、代表的なセクシュアル・マイノリティの頭文字をとって作られた言葉で、性的マイノリティの総称としても使われており、マスメディアなどで取り上げられることも増えてきました。性のあり方は人それぞれで、出生時に割り当てられた性別と心の性別が一致しており、かつ異性愛者である「男」「女」の2つに分けられるものではなく、多様なものです。

しかし、自身の性自認や性的指向について悩みや困難を抱え、誰にも相談することができず、打ち明けたとしても、家族にさえ理解してもらえない、周囲から興味本位で見られる、職場で嫌がらせを受ける等、差別や偏見に苦しみ、社会的な孤立を深めてしまうことがあります。

「区民意識調査」によると、LGBTの認知状況について、全体で「知っている」が7割を超えていますが、男女とも年代が高くなるにつれて、認知度が低くなる傾向があります（図28）。また、性自認について悩んだことの有無では、自分の性別に悩んだことが「ある」は6.0%で、性別・年代別にみると、「女性10・20歳代」「男性10・20、

（*7）SDGsとは、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた「持続可能な開発目標」です。持続可能な世界を実現するため、令和12（2030）年までに達成する17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成されています。

（*8）性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識している（「心の性」）かで、性的指向とは、人の恋愛・性愛がどの性別に向かう（「好きになる性」）かで、同性や両性に指向を持つ人もいます。

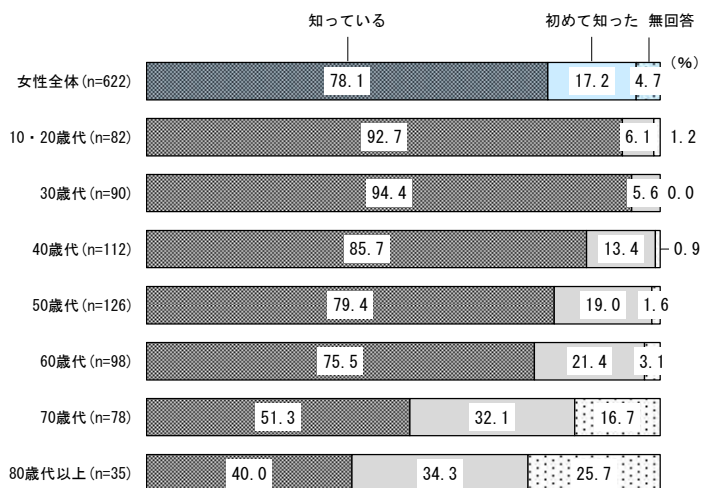
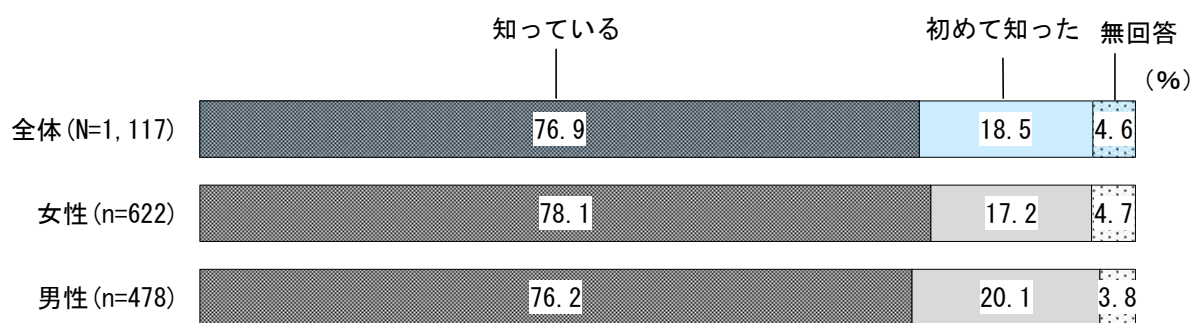
（*9）LGBTとは、レズビアン（Lesbian）＝女性同性愛者、ゲイ（Gay）＝男性同性愛者、バイセクシュアル（Bisexual）＝両性愛者、トランスジェンダー（Transgender）＝出生時に（戸籍や出生届により）付けられた性と異なる性別で生きる人あるいは生きたいと望む人、の頭文字をとった単語であり、性的マイノリティ（少数者）の総称としても使われています。LGBT以外の様々な性のあり方を含むことを表す「LGBTs」などという表記も使われるようになってきています。

30歳代」においては1割を超えています（図29）。悩んだことがあると回答した人は「男らしさ・女らしさ求められたこと」が7割を超え、「異性に生まれたかったこと」は4割を超えています（図30）。

こうしたことから、性の多様性に関する正しい情報の提供や理解促進に向けた啓発活動を行うとともに、当事者などからの相談・支援に取り組むことが必要です。

今後は、固定的な性別役割分担意識に捉われない生き方を認める取組から、人種や国籍、年齢や障害の有無など互いの個性や違いを認め合う多様性が尊重される施策が求められています。

図28 LGBTの認知状況
 （「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（令和2年））



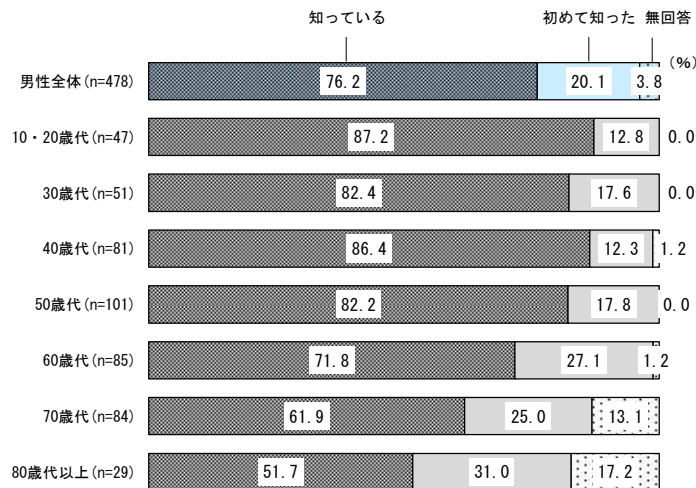


図29 性自認について悩んだことの有無
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

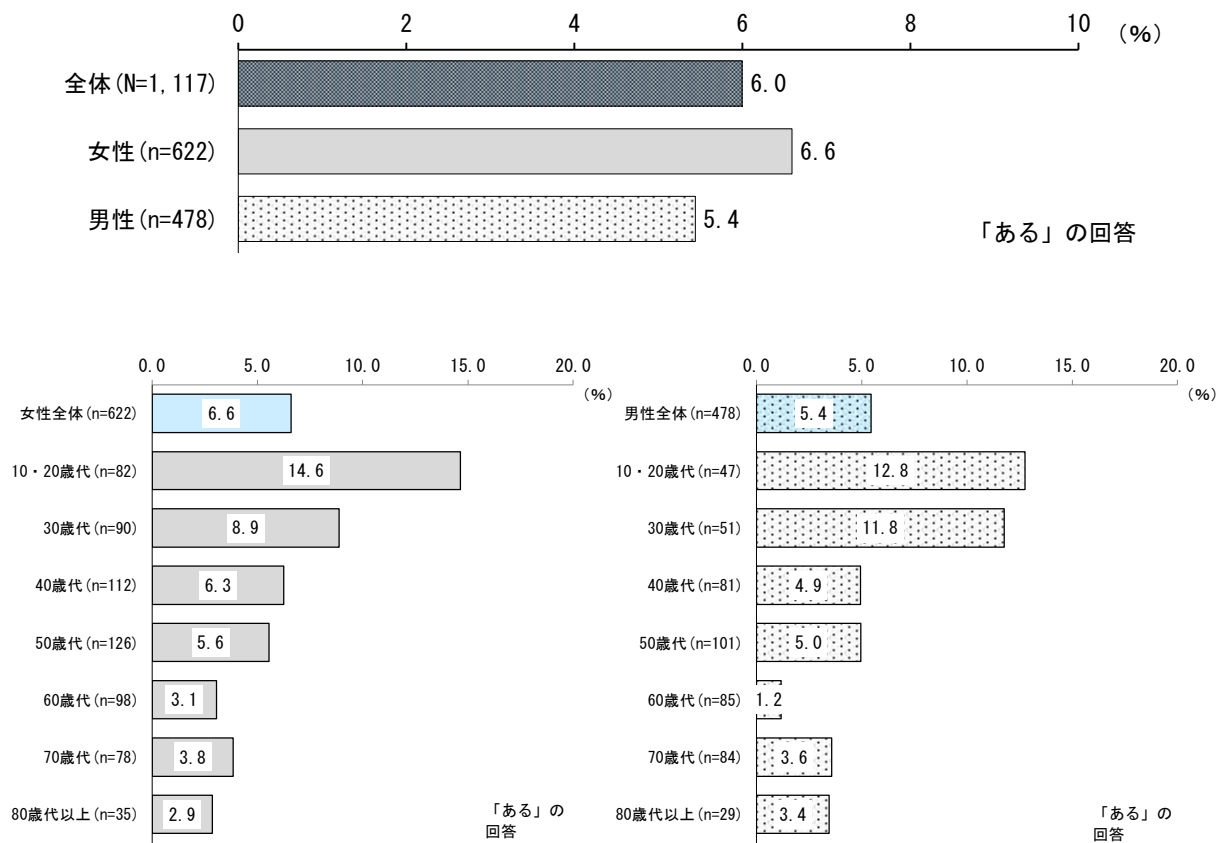
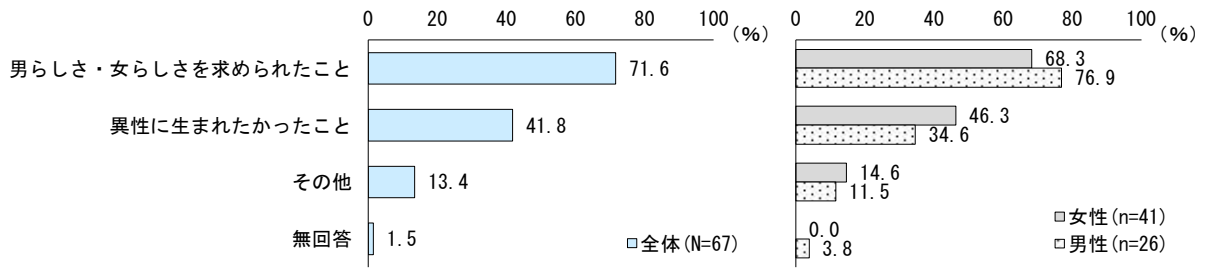


図30 性自認について悩んだ内容
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



施策の方向 1

啓発物の発行や講座の開催等を通して、性の多様性への理解を深めるとともに、当事者などからの相談・支援に取り組みます。

性の多様性への理解促進・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発物の発行 ・性の多様性に関する講座・職員研修 新規 ・性自認・性的指向に関する相談（LGBTs相談） 新規
----------------	--

施策の方向 2

人権啓発紙の発行等を通して、互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識づくりに努めます。

互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア・リテラシー向上に向けた講座 ・多様性に関する講座・講演会 ・人権啓発紙による啓発（区民向け） ・人権啓発紙による啓発（企業向け） 新規【再掲】 ・職員を対象とした男女平等に関する人権研修 ・学校での人権教育の推進 ・人権教育に関する研修 ・情報教育の推進（情報教育担当職員研修） ・不健全図書類に対する規制への支援【再掲】
-----------------------------	--

推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた 推進体制

男女平等・男女共同参画の実現に向けて、男女平等推進センター機能の充実を図るとともに、区・区民・民間団体との協働による推進体制を強化します。また、区だけでは解決できない課題を解決するため、国・東京都等との連携を進めます。

課題① 推進体制の強化

男女平等・男女共同参画の実現に向けて、葛飾区の拠点施設である男女平等推進センターが、積極的に区民や事業所に情報提供を行い、学習機会の充実等を図る必要があります。

「区民意識調査」によると、葛飾区男女平等推進センター（ウィメンズパル）の認知状況については、女性は5割近くを占めていますが、男性は3割台にとどまっています（図31）。また、事業の参加・利用意向では、「相談事業」「学習・交流のための会議室や学習室」「男女平等に関する講座・講演会」と続いています（図32）。

拠点施設として、葛飾区男女平等推進センター（ウィメンズパル）の認知度をさらに高め、より多くの区民に活用され、講座・講演会や相談、図書資料室など様々な事業に関心を持っていただけるように充実させていくことが必要です。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、オンラインを活用した講座開催などに取り組んでいますが、新しい生活様式に対応しながらより利用しやすい環境を整備していくことも必要です。

男女平等・男女共同参画の実現に向けた計画の推進にあたっては、施策の進捗状況を毎年度評価し、改善等の進行管理を行いながら、区民や民間団体、事業者などと連携・協働して取組を推進することが求められています。

図3-1 葛飾区男女平等推進センター（ウィメンズパル）の認知状況
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（令和2年））

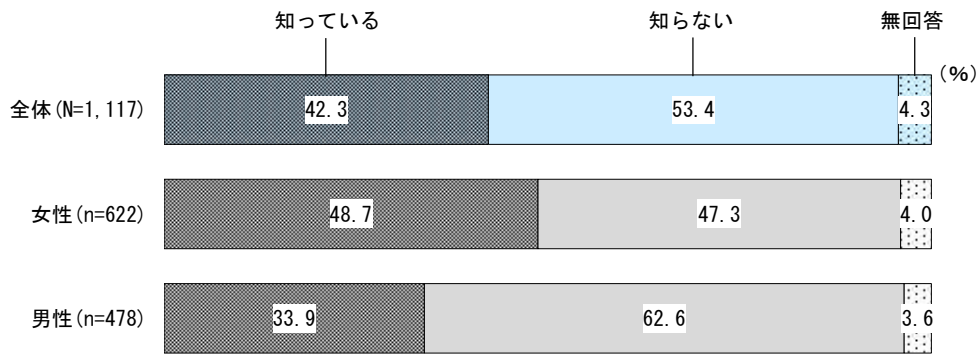
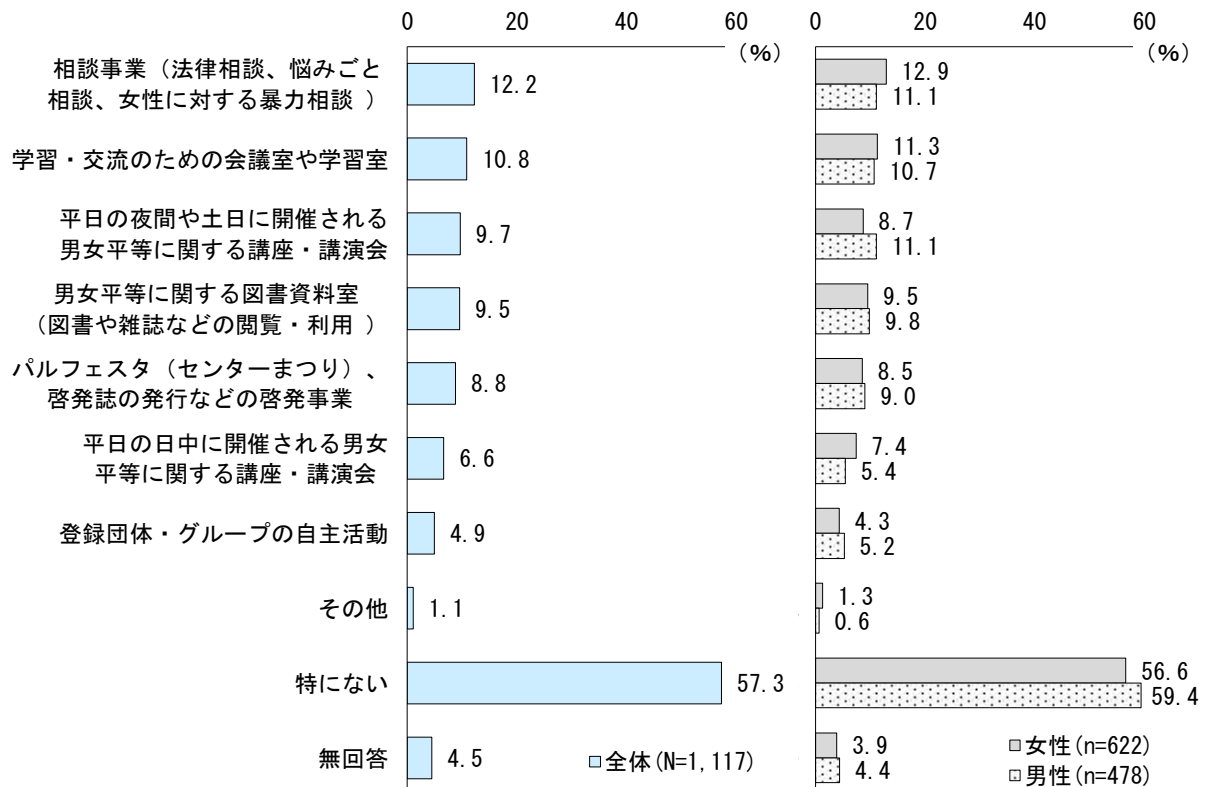


図3-2 葛飾区男女平等推進センター事業の参加・利用意向
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（令和2年））



施策の方向 1

多くの区民に活用され、男女平等・男女共同参画に関する様々な事業に関心を持っていただけるよう、男女平等推進センター機能の充実を図ります。

男女平等推進センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信 ・男女平等に関する書籍等の収集・提供 ・各種相談事業 ・女性に対する暴力相談（DV相談）【再掲】 ・相談事業における一時保育 ・男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発【再掲】 ・男女平等に関する講座・講演会【再掲】 ・パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）【再掲】
-----------------	--

施策の方向 2

区・区民・民間団体との連携・協働により、男女平等事業を推進します。

区・区民・民間団体間の連携と協働	<ul style="list-style-type: none"> ・「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表 ・男女平等推進本部 ・男女平等推進審議会 ・男女平等苦情調整委員会 ・パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）【再掲】 ・DV防止関係機関連絡会の開催 【再掲】
------------------	---

課題② 国・東京都との連携

男女平等・男女共同参画の実現にあたっては、区だけでは解決できない課題も多く存在しています。法や制度の整備、規制等については、国・東京都など関係機関との協力が必要となります。情報交換を行うなど、積極的に連携を図りながら課題の解決に向けて取り組みます。

3 計画事業一覧

目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
1	学校における男女平等にかかわる適正な指導	指導室	「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ個人として尊重される本質的平等の理念の理解のため、男女平等教育を適正に推進します。
2	男女平等教育の視点における性教育の実施	指導室	児童・生徒等が生命・人間尊重、男女平等に基づいて、互いの性を尊重し、意思決定能力を身に付け、望ましい行動がとれるよう、発達段階に適應した性教育を実施します。
3	男女平等教育を進めるための教員研修	指導室 人権推進課	教員自身の男女平等教育に関する理解を深めるため、全区立小中学校・幼稚園の人権教育担当者を対象に指導室と人権推進課との共催で研修会を行います。
4	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育課 人権推進課	保育に携わる職員を対象に男女平等に関する研修会を実施します。
5	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発	人権推進課	男女共同参画週間や男女平等推進センターにおける講座・講演会等の取組を「広報かつしか」やSNSを活用し、区民に周知するとともに、男女平等に関する意識づくりや情報提供のための啓発物等を作成・配布します。
6	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課	男女平等の意識づくりと啓発に向けた学習の場・機会として、男女平等に関する様々な講座・講演会を開催します。
7	固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成	人権推進課	固定的性別役割分担意識にとらわれず、自分の興味や能力を活かす進路・職業を主体的に選択できるよう、学生やその保護者を対象に講座を開催します。
8	かつしか区民大学	生涯学習課	「多様な学びによる自己実現」、「地域に貢献できる人材育成」、「区民の参画・協働による運営」を重点方針とし、庁内連携を進める中で男女平等、人権尊重を基調とした講座・講演会を開催します。
9	パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）	人権推進課	男女平等推進センター登録団体の活動発表と区の主催事業を実施し、広く区民に男女平等推進センターをアピールし、来館者に男女平等について考えるきっかけを提供します。
10	地域団体向け講座開催支援	人権推進課	地域での男女平等の意識づくりを進めるため、男女平等に関する学習・講座の開催を希望する地域団体に対し、講座の企画内容をアドバイスし、開催・運営を支援します。
11	家庭教育応援制度	地域教育課	乳幼児や小・中学生の保護者組織、子どもの育成に関わる機関等が、保護者向けの家庭教育に関する学習会を開催する際に、講師を派遣し、その講師謝礼を助成します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
12	防災に関わる講座	危機管理課 人権推進課	地域における防災活動について、区と区民がともに、男女平等の視点から考えます。
13	女性のための防災対策等検討委員会【新規】	危機管理課	女性のための防災について議論し、防災会議に答申を提出、それに基づいて地域防災計画の修正や女性の防災施策を前進させます。
14	審議会等への女性の積極的な登用	関係各課	区の審議会・委員会等への女性の登用について、所管する各課において積極的に取り組み、女性の参画比率を高めていきます。
15	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進	人権推進課	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための指針を活用し、審議会等委員の改選時をとらえ、女性の参画をより積極的に働きかけます。
16	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表	人権推進課	政策・方針決定過程にかかる審議会等委員について、女性委員の参画率を調査し、その結果を公表します。
17	葛飾区女性職員活躍推進計画 第二期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進	人事課	女性職員の意欲向上や計画的な育成、キャリア形成支援等の取組みを行います。

目標2 自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
18	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、イベントにおける普及活動等を行います。
19	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座・講演会	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、その意義やライフスタイルに応じた多様な働き方に関する講座・講演会を開催します。
20	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行【新規】	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの理解促進のために情報誌を作成しイベント等で配布します。
21	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進	人事課	長時間労働の見直しや柔軟な働き方の整備を行い、職員のワーク・ライフ・バランス実現を図ります。
22	職員一人一人が活躍できる職場環境づくり	人材育成課	職員一人一人が仕事の進め方や内容を見直すことで、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を実現するとともに、誰もが活いきと活躍できる職場づくりを推進します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
23	保育園等の多様な保育サービスの充実	育成課 子育て支援課	地域の保育需要を見据えて需給バランスの維持を図り、年間を通して利用しやすい保育環境の充実を実現するとともに、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の実施により多様な保育サービスに対応し、仕事と子育てを安心して両立できる環境を構築します。
24	放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	育成課 放課後支援課	放課後帰宅しても保護者の就労等の理由で監護が必要な小学生に遊び及び生活の場を与え、指導・健全育成を図ります。私立学童保育クラブに対しては、運営経費の一部を助成します。また、小学校内を中心に学童保育クラブの設置を推進します。
25	ファミリー・サポート・センター事業	育成課	サポート会員（子育てを支援する人）がファミリー会員（子育て支援を必要とする人）に対して、保育園の送迎や帰宅後の援助等、必要なサービスを提供します。会員登録制・住民参加型の有償サービスです。
26	ショートステイ・トワイライトステイ事業	子ども家庭支援課	保護者の病気・出産・出張・育児不安などの理由で育児が困難なとき、保護者の子育てを支援するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、一時的に夜間保育や短期宿泊保育事業を行います。
27	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課 （社会福祉協議会）	ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児等に支障を生じている場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。
28	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	障害福祉課	区と委託契約した訪問看護ステーション等の看護師が、区から利用決定を受けた対象者の自宅に出向き、介護者である家族が行っている医療的ケア等を一定時間代替します。
29	しあわせサービス事業	福祉管理課 （社会福祉協議会）	65歳以上の高齢者やひとり親家庭の児童等を対象に、区民の参加と協力を得て、有料で家事援助や簡単な介助サービスを提供する支え合いの事業を行います。
30	在宅高齢者福祉サービス	高齢者支援課	在宅での自立生活を維持するために、住宅改修や食事の配達などのサービス・支援を提供し、安心できる在宅生活の継続を図ります。
31	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づく仕事と子育て・介護等との両立のための環境整備	人事課	子育て支援制度等の認知度を高めるための取組みや子育て支援制度等を利用しやすい職場環境の整備を行います。
32	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	人権推進課	区内中小企業を対象にアドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援します。
33	企業向けセミナー	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの推進や育児・介護休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。
34	女性のための再就職講座	人権推進課	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報をさまざまな角度から提供し、再就職に役立つ講座を開催します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
35	キャリアアップ支援講座（勤労者資格取得等講座事業）	産業経済課	女性の社会進出やキャリア向上を目的に、国家資格・民間資格取得のための講座を開催します。
36	女性の就業・創業支援事業	産業経済課	就業・創業を目指す区民を対象にセミナー等を実施します（女性限定セミナー含む）。
37	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進	人事課	男性職員の育児休業等の取得促進を図ります。
38	男性向けの家事や子育て等に関する講座	人権推進課	男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。
39	ゆりかご面接（ゆりかご葛飾）【新規】	青戸保健センター	安心して出産を迎えられるよう実施するゆりかご面接において、父親・パートナー向けの情報提供を行います。
40	ハローベビー教室・パパママ学級（母親学級）	子ども家庭支援課	男性の家庭生活参画を支援するため、妊娠中のパートナーと一緒に参加するハローベビー教室・パパママ学級を開催します。講座の参加などをきっかけとした男性同士のネットワークづくりを支援します。
41	育児学級（2か月児・5か月児）	子ども家庭支援課	2か月児及び5か月児を持つ保護者が、月齢別の保育や離乳食等の学習を行い、安心して子育てができるようグループワークを通して仲間作りを行います。
42	健康づくり健康診査	健康づくり課	ほかに健診を受ける機会のない、20歳から39歳の方または3歳未満の子どもを持つ親を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
43	特定健康診査	国保年金課	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、40歳から74歳までの葛飾区国民健康保険の被保険者を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
44	基本健康診査	健康づくり課	制度上、特定健康診査・長寿医療健康診査を受診できない生活保護受給者等を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
45	成人歯科健康診査【新規】	健康づくり課	40・45・50・55・60・65・70歳の区民を対象に区内指定歯科医療機関において無料で歯科健康診査を実施します。
46	長寿医療健康診査【新規】	国保年金課	高齢者の心身の特性に応じた健康の保持増進のため、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
47	長寿歯科健康診査【新規】	健康づくり課	76歳、81歳の区民を対象に区内指定歯科医療機関において無料で歯科健康診査（口腔内診査及び口腔機能診査）を実施します。また、口腔機能の維持向上のためのフォロー教室を健康プラザ等において無料で実施します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
48	妊婦健康診査	子ども家庭支援課	安全な出産ができるよう、妊娠中の健康管理として、妊婦健康診査14回、子宮頸がん検診、超音波検査について、費用の一部を助成します。
49	妊婦歯科健康診査	健康づくり課	妊婦を対象に区内指定歯科医療機関において無料で歯科健康診査を実施します。
50	産後ケア（ゆりかご葛飾）【新規】	青戸保健センター	安心して子育てができるよう、産後ケア（産婦健康診査・宿泊ケア・乳房ケア・デイケア）について、費用の一部を助成します。
51	親と子のこころの相談室	子ども家庭支援課	産後に発症しやすい「産後うつ」の早期発見及び発症予防のため、精神科医等の診察やカウンセリングを実施し、親への早期支援を行います。
52	乳がん検診	健康づくり課	40歳以上の女性を対象に、隔年で区内指定医療機関での視触診と保健所・保健センター等でのマンモグラフィ検査を併用して実施します。 （自己負担額1,000円：マンモグラフィ検査時に支払）
53	子宮頸がん検診	健康づくり課	20歳以上の女性を対象に、区内指定医療機関で子宮頸がん検診を実施します。 （自己負担額1,000円）
54	通所型住民主体サービス運営支援（介護予防事業）	地域包括ケア担当課	高齢者の交流の場である「高齢者等サロン」や介護サービス事業者等が実施する高齢者の介護予防及び重度化防止のための緩和型デイサービス「ミニ・デイサービス」を行う団体に対し、運営支援を行います。
55	「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座	人権推進課	生涯にわたる女性の健康づくりや女性特有の健康問題、また、生殖に関して女性が主体的に考え自己決定を行うことなどについての講座を開催します。
56	エイズ・性感染症対策の充実	保健予防課	正しい知識の普及啓発によりエイズ・性感染症予防の充実を図ります。また、若年者の感染拡大予防のため、エイズ即日検査の実施及び性感染症予防教育を行います。
57	妊娠・出産どうしようコール～妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ～	子ども家庭支援課	妊娠が分かって悩んでいる方、出産後の養育について心配のある方が匿名で相談できる専用相談ダイヤルです。専門の職員が一緒に考え、相談内容に合った支援を行います。
58	特定不妊治療費助成事業	子ども家庭支援課	医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び男性不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。
再掲事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成（人権推進課） ・ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）（育成課、放課後支援課） ・ ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業（福祉管理課（社会福祉協議会）） ・ 葛飾区女性職員活躍推進計画 第二期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進（人事課） ・ 家庭教育応援制度（地域教育課） ・ 葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進（人事課） ・ 男女平等教育の視点における性教育の実施（指導室） 		

目標3 誰もが安全・安心して暮らせる環境を整備します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
59	女性に対する暴力をなくす運動の推進	人権推進課	「女性に対する暴力をなくす運動」として、講座の開催をはじめ、パープルリボン・啓発カード等の配布やパネル展示などの啓発活動を行います。
60	若年層に向けた啓発	人権推進課	若年層を対象として「デートDV（交際相手間の暴力）」の防止に関する講座を開催するなど、暴力やハラスメント防止意識を育みます。
61	配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知	人権推進課	被害者が早期に相談して、さまざまな支援情報が得られるよう、区の相談窓口周知カードの発行や冊子等の配布・設置場所の拡充を図ります。
62	子どもとその家庭に関するさまざまな相談	子ども家庭支援課	「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対する相談支援を通して、児童虐待を予防します。
63	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援課	要保護児童、要支援児童の早期発見・適切な保護のため、関係機関で情報の共有等を行い、配偶者暴力等の早期発見につなげます。
64	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課	高齢者虐待に関する相談・通報を受け、高齢者総合相談センターと協力し、状況に応じて高齢者虐待防止法や老人福祉法に基づく措置等を行います。また、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、虐待防止に関する普及啓発や関係機関の職員による多職種連携強化を図ります。
65	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談業務をはじめとする、様々な支援を行います。
66	女性に対する暴力相談（DV相談）	人権推進課	暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じます。
67	DV防止関係機関連絡会の運営	人権推進課	被害者支援に関わる所管課及び警察・病院との連絡会議を開催し、被害者保護や自立のための連携を強化します。
68	窓口職員等研修	人権推進課	配偶者暴力に関する正しい認識と二次被害防止のため、窓口職員をはじめとする全職員を対象としたDVに関する研修を行います。
69	住民基本台帳事務における支援措置	戸籍住民課	DV等被害者からの申出に対し、専門的な知識を持った者が相談業務を行い、加害者からの被害者の住民票の写し及び戸籍附票の写しの交付請求並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求があった場合、原則として拒否します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
70	女性相談	東西生活課	日常生活を営む上で問題を有する女性や配偶者暴力被害者について、婦人相談員が広く相談を受け付けるとともに、婦人相談所等の関係機関と連携しながら必要な保護を図り、自立に向けた支援を行います。
71	ひとり親家庭相談	子育て支援課	生活上の問題や配偶者等からの暴力により被害を受けた母子に対して、心身の健康状態、生活、経済状況等を聞き取り、住まい・生活・子に関する支援及び助言を行います。
72	DV被害者に関する情報の適切な取り扱い	関係各課（※）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律をはじめとする関係法令等を基に、住民情報共通データベースと連動するシステムを使用するなど、被害者の個人情報を取り扱う各課はその情報の管理を徹底します。
73	都営住宅優先抽選の情報提供	住環境整備課	都営住宅募集に際して優遇抽選制度の情報提供を行い、住宅に困っている家庭を支援します。
74	暴力防止に向けた普及・啓発	人権推進課	広報かつしか等で若年層の性暴力をはじめ、さまざまな暴力被害予防のための周知を図ります。合わせて、相談先の周知や講座の開催等を行うことで暴力防止の啓発を行います。
75	人権啓発紙による啓発（企業向け）【新規】	人権推進課	企業向け人権啓発紙において、人権に関する記事の掲載や情報提供などを行います。
76	ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営	人事課	職員のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントを対象とした問題解決、再発防止、抑止力としての委員会及び相談員を常設します。
77	不健全図書類に対する規制への支援	地域教育課	東京都青少年の健全な育成に関する条例の規定による不健全図書類の規制の遵守状況について、区から推薦している東京都青少年健全育成協力員による販売店等への環境浄化活動を支援することにより、不健全図書類に対する規制の実効性を高めます。
78	包括的な支援体制の整備【新規】	福祉管理課	複雑化・複合化する福祉の各分野を超えた様々な課題に対応するため、各分野を横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制を整備するとともに、地域社会とのつながり支援や地域づくりに向けた支援を進めていきます。
79	生活困窮者自立支援事業【新規】	福祉管理課	生活困窮に関する相談に対応し、課題解決に向けた情報提供や関係窓口を紹介するとともに、就労や住居確保を含め、専門相談員が支援計画を作成して自立に向けた支援を行います。
80	育児支援訪問事業	子ども家庭支援課	生活状況が不安定である等支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、家事や育児に関する相談・支援を行います。
81	ひとり親家庭自立支援事業	子育て支援課	ひとり親家庭の母又は父の経済的自立に向け、就職に有利な資格取得の促進や就労専門相談員が作成する自立支援プログラムを活用した就労支援を行います。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
82	養育費の受け取り支援事業【新規】	子ども応援課	離婚時の養育費取り決めの重要性の啓発を行うとともに、養育費に係る公正証書等の取り決めに要した費用の一部や養育費立替保証契約に係る初回保証料の助成を行います。
83	若者支援体制の整備【新規】	子ども応援課	葛飾区在住の義務教育終了後、概ね15歳から39歳以下の様々な悩みを持つ若者及びその家族、支援者からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行います。
84	障害者就労支援事業	障害福祉課	障害のある方の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるように支援することにより、障害のある方の自立と社会参加を一層促進します。
85	障害者の日中活動の支援	障害福祉課	常時介護が必要な身体又は知的に障害のある方の日中活動を支援するサービスとして、通所による生活介護サービスや地域活動を支援する場の提供などを区内通所施設（生活介護施設等）で行います。
86	外国人生活相談	文化国際課	外国人区民の日常生活全般や各種手続き、制度に関する相談を行います。
再掲事業	<ul style="list-style-type: none"> ・育児支援訪問事業（子ども家庭支援課） ・配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知（人権推進課） ・子どもとその家庭に関するさまざまな相談（子ども家庭支援課） ・高齢者虐待防止事業（高齢者支援課） ・配偶者暴力相談支援センター事業の取組（人権推進課） ・女性に対する暴力相談（DV相談）（人権推進課） ・DV防止関係機関連絡会の運営（人権推進課） ・窓口職員等研修（人権推進課） ・住民基本台帳事務における支援措置（戸籍住民課） ・女性相談（東西生活課） ・ひとり親家庭相談（子育て支援課） ・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業（福祉管理課（社会福祉協議会）） ・しあわせサービス事業（福祉管理課（社会福祉協議会）） ・在宅高齢者福祉サービス（高齢者支援課） ・重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業（障害福祉課） ・親と子のこころの相談室（子ども家庭支援課） ・都営住宅優先抽選の情報提供（住環境整備課） 		

※…関係する所管課は次のとおり。
 （情報システム課・人権推進課・収納対策課・税務課・地域振興課・戸籍住民課・危機管理課・地域防災課・生活安全課・福祉管理課・高齢者支援課・障害福祉課・障害者施設課・国保年金課・介護保険課・東生活課・西生活課・地域保健課・生活衛生課・健康づくり課・保健予防課・青戸保健センター・金町保健センター・育成課・子育て支援課・保育課・子ども家庭支援課・児童相談所準備室・交通政策課・住環境整備課・教育総務課・学務課・指導室・放課後支援課・選挙管理委員会事務局）

目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
87	啓発物の発行	人権推進課	性の多様性への理解促進を図るため、啓発物を作成・配布します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
88	性の多様性に関する講座・職員研修【新規】	人権推進課	性の多様性への理解促進を図るため、区民向け講座及び職員向け研修を開催します。
89	性自認・性的指向に関する相談（LGBTs相談）【新規】	人権推進課	誰にも相談できない等の悩みを抱える本人やその家族及び友人等に対して、日常生活における課題、不安等の解決に向けて相談に応じます。
90	メディア・リテラシー向上に向けた講座	人権推進課	TVや新聞だけでなく、インターネットやSNSなどから情報を取捨選択して活用することを目指した講座を開催します。
91	多様性に関する講座・講演会	人権推進課	性別や文化、価値観などの違いにとらわれることなく、個人の人権が尊重され、その能力を十分に発揮できる社会を目指し、多様性に関する講座・講演会を開催します。
92	人権啓発紙による啓発（区民向け）	人権推進課	全戸配布による人権啓発紙において、人権に関する記事の掲載や情報提供などを行います。
93	職員を対象とした男女平等に関する人権研修	人材育成課	新規採用職員をはじめ、主任や係長、管理職に昇任する職員を対象とする職層研修において、男女平等を含む人権推進に関するカリキュラムを実施します。
94	学校での人権教育の推進	指導室	児童・生徒等が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性を理解し、自分の大切さとともに他者の大切さを認められるようになること等を目標に人権教育を推進します。
95	人権教育に関する研修	指導室	教育委員会の教育目標や基本方針に記されている人権尊重の精神を児童・生徒にはぐくむため、教員の人権教育に関する知識や理解を深めるため研修を実施します。
96	情報教育の推進（情報教育担当職員研修）	指導室	子どもたちの情報活用能力の向上と、人権感覚を備えたメディア活用能力の育成を図るため、各校の情報教育担当者を対象とした指導力向上研修会を実施します。
再掲事業	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発紙による啓発（企業向け）【新規】（人権推進課） 不健全図書類に対する規制への支援（地域教育課） 		

推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

事業番号	事業名	所管課	事業内容
97	男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信	人権推進課	広報活動やイベントの開催などを通じて、男女平等推進センターや実施事業の周知を行い、センターの認知度向上及び利用促進を図ります。
98	男女平等に関する書籍等の収集・提供	人権推進課	男女平等に関する書籍や資料を収集し、図書資料室やセンター内に配架し情報提供を行います。
99	各種相談事業	人権推進課	女性のさまざまな悩みに対して弁護士やカウンセラーが相談に応じます。男性の悩みについても、電話相談を行います。
100	相談事業における一時保育	人権推進課	男女平等推進センターで行っている女性のための各種相談を気軽に利用できるよう、相談時間中の一時保育を実施します。
101	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表	人権推進課	本計画の推進状況を毎年調査し、結果を区ホームページ等で公表します。
102	男女平等推進本部	人権推進課	男女平等推進計画の推進を図るため、庁内組織である推進本部を運営し、全庁を挙げて取組を進めます。
103	男女平等推進審議会	人権推進課	葛飾区の男女平等推進施策を推進するため、男女平等推進審議会を開催し、計画の進捗評価等を行います。
104	男女平等苦情調整委員会	人権推進課	男女平等社会の実現を阻害すると考えられる区の施策や事業、職場や地域等に対する苦情の申し立てを受け付けます。
105	男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請	人権推進課	法の整備や諸制度の充実について、国や東京都など関係機関と積極的に連携を図り、施策の推進に取り組みます。
再掲事業	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力相談（DV相談）（人権推進課） ・男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発（人権推進課） ・男女平等に関する講座・講演会（人権推進課） ・バルフェスタ（男女平等推進センターまつり）（人権推進課） ・DV防止関係機関連絡会の運営（人権推進課） 		

第4章 資料

葛飾区男女平等推進条例

目 次

前 文	
第1章	総則（第1条－第6条）
第2章	男女平等推進施策（第7条・第8条）
第3章	男女平等推進審議会（第9条－第14条）
第4章	男女平等苦情調整委員会（第15条－第22条）
第5章	雑則（第23条）
付 則	

私たちは、すべての年代において、性による差別を受けることなく、女性も男性も多様な生き方を選択し、協力し合い、豊かな家庭生活や社会生活を営むことができる地域社会の実現を願っている。

もとより、個人の尊厳と法の下での平等は、日本国憲法で保障されているところである。また、世界人権宣言及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約も、性による差別を禁止している。

これらを受けて、わが国においては、男女差別を禁止する種々の法律が制定され、法律上は、男女の平等が保障されている。また、葛飾区においては、男女平等社会実現かつしかプランを策定し、積極的に男女平等社会を推進するための施策に取り組んできたところである。しかし、今なお、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的な制度や慣行が残されており、そのために、人としての尊厳を保ちつつ、自らの選択に基づく多様な生き方を追求することが阻害されている状況がある。

ここに私たちは、男女が、生まれながらに持つ身体の違いを認めつつも、互いに人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合う男女平等社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等社会の推進に関し、基本理念を定め、葛飾区（以下「区」という。）、区民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、区の基本的な施策を定めることにより、すべての区民が、多様な生き方を選択し、協力し合い、豊かな家庭生活や社会生活を営むことができる地域社会を築くことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自らの生き方を自らが主体的に選択し、対等な構成員として協力し合うことのできる社会をいう。
- (2) 区民 日本国籍を有するか否かにかかわらず、区内に在住し、在勤し、又は在学するすべての個人をいう。
- (3) 事業者等 区内に事務所又は事業所を有するもの及び区内において社会的活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念（次条において「基本理念」という。）に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念に則り、男女平等社会を推進するための施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、区の施策又は事業を基本理念に則り実施するものとする。

3 区は、区民及び事業者等が男女平等社会の推進に向けて積極的に取り組むことができるように、それぞれの連携に努めるとともに、国、東京都、他の地方公共団体その他の関係機関と協力するものとする。

4 区は、男女平等社会を推進するに当たり、国際社会及び国内の動向と協調しつつ、これに取り組むように努めるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、男女平等社会についての理解を深め、その推進に向けて取り組むように努めるものとする。

2 区民は、区が行う男女平等社会を推進するための施策又は事業に協力するように努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動又は社会的活動(次条第4号において「事業活動等」という。)を行うに当たり、男女平等社会についての理解を深め、その推進に向けて取り組むように努めるものとする。

2 事業者等は、区が行う男女平等社会を推進するための施策又は事業に協力するように努めるものとする。

第2章 男女平等推進施策

(男女平等推進施策)

第7条 区は、男女平等社会を推進するため、次に掲げる施策(以下「男女平等推進施策」という。)を行うものとする。

(1) 男女平等社会の推進に必要な事項の調査研究、普及及び広報に関する施策

(2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすための支援に関する施策

(3) 男女が、性別にかかわらず、区の審議会等の委員に登用され、区政に参画するための施策

(4) 男女が、性別にかかわらず、事業者等が行う事業活動等において適正な評価を受け、その意欲と能力に応じて、事業活動等に参画するための施策

(5) 女性の社会的、精神的及び経済的自立の支援に関する施策

(6) 家庭内等において、配偶者等に対し著しい身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を防止するための施策

(7) 前各号に掲げるもののほか、男女平等社会を推進するために必要な施策

(推進計画)

第8条 区長は、男女平等推進施策を総合的に進めるための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 区長は、推進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、区民及び事業者等の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるとともに、葛飾区男女平等推進審議会に諮問しなければならない。

3 区長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

4 区長は、推進計画の進捗状況について、毎年1回、葛飾区男女平等推進審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 男女平等推進審議会

(設置)

第9条 男女平等推進施策を推進するため、区長の附属機関として、葛飾区男女平等推進審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

(職務)

第10条 審議会は、区長の諮問に応じ、男女平等推進施策に関する重要な事項及び推進計画の策定又は変更について審議し、答申する。

2 審議会は、区長の求めに応じ、男女平等推進施策に関する事項及び推進計画の進捗^{ちよく}状況について、意見を述べることができる。

3 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(組織)

第11条 審議会は、区長が任命する委員17人以内をもって組織する。

(任期)

第12条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 審議会の会議は、公開とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第4章 男女平等苦情調整委員会

(設置)

第15条 男女平等社会の推進を阻害する事項に関し区民から申立てのあった苦情（次条において「苦情」という。）を適正に処理するため、区長の附属機関として、葛飾区男女平等苦情調整委員会（以下この章において「苦情調整委員会」という。）を置く。

(職務等)

第16条 苦情調整委員会は、区長の求めに応じ、苦情について調査し、審議し、必要があると認めるときは、当該苦情に関係するものに対し助言又は是正の要望その他の措置を講ずるよう区長に意見を述べることができる。

2 苦情調整委員会は、男女平等社会の推進を阻害する状況があると認めるときは、区長の求めがない場合においても、調査し、審議し、意見を述べることができる。

3 苦情調整委員会は、調査又は審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

4 区長は、第1項の規定により調査及び審議を求めたか否かにかかわらず、苦情の内容及びその処理について、苦情調整委員会に報告するものとする。

(任命)

第17条 苦情調整委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、3人以内とし、人格が高潔で社会的信望が厚く、男女平等社会の推進に関し優れた識見を有する者の中から区長が任命する。

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第19条 区長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解任することができる。

2 委員は、前項の規定による場合を除いては、その意に反して解任されることはない。

(会議)

第20条 苦情調整委員会の会議は、非公開とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第21条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3章及び第4章の規定は、葛飾区規則で定める日から施行する。

葛飾区男女平等推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葛飾区男女平等推進条例（平成16年葛飾区条例第3号）第14条の規定に基づき、葛飾区男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 区民 4人以内
- (2) 区内関係団体を代表する者 8人以内
- (3) 学識経験者 3人以内
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者 2人以内

2 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を設けることができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

葛飾区男女平等推進本部設置要綱

6 葛総女第29号
平成6年5月19日
区 長 決 裁

(趣旨)

第1条 男女平等社会実現のため、葛飾区における総合的な計画を策定し、その推進を図るため、葛飾区男女平等推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等社会実現のための総合計画の策定に関すること。
- (2) 男女平等社会実現のための施策の総合調整及びその推進に関すること。
- (3) 男女平等推進計画の進捗状況の点検及び課題の検討に関すること。
- (4) その他男女平等社会実現のための施策に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、総務部担任の副区長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理する。
- 4 副本部長は、総務部担任以外の副区長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表第1に掲げる職にある者及び別表第2に該当する女性管理職の中から本部長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者を本部会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議し、本部長に報告する。
- 3 幹事会は、別表第3に掲げる職にある者及び女性管理職の中から幹事長が指名する者をもって充てる。
- 4 幹事会に幹事長を置く。
- 5 幹事長は総務部長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事長は、幹事会の会務を総括する。
- 7 幹事会に副幹事長を置く。
- 8 副幹事長は、人権推進課長の職にある者をもって充てる。
- 9 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 10 幹事会は、幹事長が招集する。
- 11 幹事長は、特定の事項に関する協議を行う場合においては、幹事の一部をもって幹事会を開催することができる。

(推進委員会)

第6条 幹事会に推進委員会を設置することができる。

- 2 推進委員会は、幹事長から付託された事項について調査、検討し幹事会に報告する。
- 3 推進委員会は、区の職員で幹事長の指定する係長級の者をもって構成する。
- 4 推進委員会は、人権推進課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10月6月4日から施行する。

付 則（平成11年5月11日 区長決裁）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年4月28日 12葛総人第35号）

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

付 則（平成14年4月10日 14葛総女第13号）

この要綱は、平成14年4月15日から施行する。

付 則（平成15年4月10日 15葛総女第6号）

この要綱は、平成15年4月15日から施行する。

付 則（平成16年4月6日 16葛総人第16号）

この要綱は、平成16年4月15日から施行する。

付 則（平成17年4月1日 17葛総人第25号）

この要綱は、平成17年4月12日から施行する。

付 則（平成18年6月14日 18葛総人第106号）

この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

付 則（平成19年4月1日 19葛総人第41号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日 21葛総人第19号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年9月7日 21葛総人第209号）

この要綱は、平成21年9月10日から施行する。

付 則（平成22年4月1日 22葛総人第32号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年6月14日 22葛総人第117号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日 25葛総人第12号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日 26葛総人第52号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日 27葛総人第19号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日 28葛総人第12号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日 29葛総人第37号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年4月1日 30葛総人第27号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年4月1日 31葛総人第6号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年4月1日 3葛総人第82号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 男女平等推進本部員

教育長
政策経営部長
オリンピック・パラリンピック担当部長
デジタル推進担当部長
総務部長
総合庁舎整備担当部長
区長室担当部長
地域振興部長
危機管理・防災担当部長
産業観光部長
環境部長
福祉部長
健康部長
子育て支援部長
都市整備部長
交通・都市施設担当部長
街づくり担当部長
会計管理者
教育次長
学校教育担当部長
区議会事務局長

別表第3 男女平等推進本部幹事

総務部長
政策経営部政策企画課長
総務部総務課長
総務部広報課長
総務部人権推進課長
総務部人事課長
総務部人材育成課長
施設部施設管理課長
地域振興部地域振興課長
産業観光部産業経済課長
環境部環境課長
福祉部福祉管理課長
健康部地域保健課長
子育て支援部育成課長
都市整備部調整課長
教育委員会教育総務課長
教育委員会指導室長
教育委員会生涯学習課長

別表第2

福祉担当
保健担当
児童担当
青少年担当
女性政策担当（経験者を含む）

各部女性管理職

各部女性管理職

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、
人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、
国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、
更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、
女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、
窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、
国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、
国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のこ

とを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日その後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を選出する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目 次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期

間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）
- 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
- 第五章の二 補則（第二十八条の二）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴

力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本

抛としている住居を除く。以下この項において同じ。) その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当

該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定す

- る厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認め
 る者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支
 弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁し
 た費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担する
 ものとする。
 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助すること
 ができる。
 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲
 げるもの
 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際
 （婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係に
 ある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係に
 ある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあ
 っては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴
 力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」
 とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、
 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字
 句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係に ある相手からの暴力を受けた者をいう。以 下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者で あった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に 規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項ま で、第十一条第二項第二号、 第十二条第一項第一号から第 四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその 婚姻が取り消された 場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した 場合

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規
 定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以
 下の罰金に処する。
 第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
 又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二におい
 て準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記
 載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万
 円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二
 章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者
 暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十
 四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成十六年六月二日法律第六十四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成十九年七月十一日法律第百十三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年七月三日法律第七十二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成二十六年四月二十三日法律第二十八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附則（令和元年六月二十六日法律第四十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正：令和元年六月五日法律第二十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関す

- る計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担

当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させよう

とする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資する

よう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組

が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十九年三月三十一日法律第十四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、

附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二十四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

葛飾区男女平等推進計画（第6次）の策定経過

1 葛飾区男女平等推進審議会審議経過

年月日	会議名	審議内容
令和2年7月10日	令和2年度第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付・会長・職務代理互選 ・区長より諮問 ・第6次計画策定の「基本的な考え方」について
令和2年9月25日	令和2年度第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等に関する意識と実態調査結果（速報版） ・第6次計画の「目標設定」について
令和2年11月6日	令和2年度第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・課題や成果指標等の検討
令和3年1月28日	令和2年度第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の方向、中間のまとめの検討
令和3年3月23日	令和2年度第5回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標、計画事業の検討
令和3年7月2日	令和3年度第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次計画素案の検討
令和3年9月13日	令和3年度第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次計画原案の検討
令和3年11月19日	令和3年度第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・区長への答申
令和4年2月 日	令和3年度第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次計画策定報告

2 庁内会議等

年月日	会議名	審議内容
令和2年5月20日 令和2年5月28日	令和2年度第1回男女平等推進 幹事会 令和2年度第1回男女平等推進 本部会	・「第6次葛飾区男女平等推進 計画」の策定について
令和2年6月25日 ～令和2年7月13日	「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」実施	
令和3年6月10日 令和3年6月17日	令和3年度第1回男女平等推進 幹事会 令和3年度第1回男女平等推進 本部会	・「葛飾区男女平等推進計画 (第6次)」中間のまとめに ついて
令和3年11月 日 令和3年11月 日	庁議 調整会議	・「葛飾区男女平等推進計画 (第6次)」(素案)につい て
令和3年12月 日 ～令和4年1月 日	区民意見提出手続(パブリック・コメント)実施	
令和4年1月 日 令和4年2月 日	幹事会 本部会	・「葛飾区男女平等推進計画 (第6次)」(素案)に対す る区民意見提出手続(パブリ ック・コメント)の実施結果 について ・「葛飾区男女平等推進計画 (第6次)」(案)について
令和4年2月 日 令和4年2月 日	庁議 調整会議	

葛飾区男女平等推進審議会委員名簿

順不同・敬称略、◎は会長、○は職務代理

委員氏名	選出区分	備考
黒崎 育子	男女平等推進審議会規則第2条1号から3号に掲げる者のほか区長が必要と認める者	平成28年7月～
○谷茂岡 正子	男女平等推進審議会規則第2条1号から3号に掲げる者のほか区長が必要と認める者	平成16年6月～
◎戒能 民江	学識経験者	平成22年7月～
柚木 理子	学識経験者	平成22年7月～
鷹 咲子	学識経験者	平成30年7月～
坂井 陽子	東京都社会保険労務士会葛飾支部	平成28年2月～
津村 寿子	葛飾区民生委員児童委員協議会	平成29年1月～
大山 安久	葛飾区自治町会連合会	平成24年7月～
鈴木 総一郎	東京商工会議所葛飾支部	令和2年7月～
齊藤 真弓	葛飾区私立保育園連盟	平成30年7月～
杉江 由美子	かつしか女性会議	平成22年7月～
佐々木 珠	連合葛飾地区協議会	平成30年1月～
島野 浩之	葛飾区立小学校長会	平成30年7月～
谷本 綾乃	公募	令和2年7月～
千田 敏恵	公募	令和2年7月～
岡村 明	公募	令和2年7月～
齋藤 桂三	公募	令和2年7月～

男女共同参画関連年表

年次	国際社会	国・東京都	葛飾区
昭和50年 (1975年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年（目標＝平等・開発・平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する1974年のメキシコ宣言」採択 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 【国】 育児休業に関する法律の制定 総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進会議、婦人問題担当室設置 	
昭和51年 (1976年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の10年（～1985年10年間） 	<ul style="list-style-type: none"> 【国】 民法一部改正（離婚後における婚氏続称制度の新設） 【東京都】 婦人問題総合窓口開設 	
昭和52年 (1977年)		<ul style="list-style-type: none"> 【国】 「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館 【東京都】 婦人相談センター開設 婦人問題会議の設置 	
昭和53年 (1978年)		<ul style="list-style-type: none"> 【国】 婦人問題企画推進本部ニュース創刊 【東京都】 「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定 	
昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択 	<ul style="list-style-type: none"> 【東京都】 婦人情報センター開設 	
昭和55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 「女子差別撤廃条約」署名式 	<ul style="list-style-type: none"> 【国】 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」署名 	
昭和56年 (1981年)	<ul style="list-style-type: none"> ILO総会にて「156号条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 【国】 婦人問題企画推進本部会議「国内行動計画後期重点目標」決定 【東京都】 「東京都婦人問題協議会」発足 	
昭和57年 (1982年)		<ul style="list-style-type: none"> 【国】 労働省「男女平等法制準備室」設置 	
昭和58年 (1983年)		<ul style="list-style-type: none"> 【東京都】 「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定 	
昭和59年 (1984年)		<ul style="list-style-type: none"> 【国】 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布（父母両系主義等） 	
昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> ILO総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ） 西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 【国】 「国籍法」の改正 「女子差別撤廃条約」批准 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」（男女雇用機会均等法）公布 労働基準法一部改正 【東京都】 東京都婦人問題協議会「男女平等都政のすすめ方－男女平等の社会的風土づくり」報告 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題担当室設置 葛飾区婦人問題懇談会設置 「婦人問題の解決に向けての取り組みのあり方について」（意見）
昭和61年 (1986年)		<ul style="list-style-type: none"> 【国】 「(財)女性職業財団」設立 婦人問題企画推進有識者会議発足 	<ul style="list-style-type: none"> 「かつしかの女性」創刊 「婦人問題に関する意識と生活実態調査」実施
昭和62年 (1987年)		<ul style="list-style-type: none"> 【国】 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 【東京都】 東京都婦人問題協議会「男女平等都政のすすめ方－21世紀へ向けての新たな展開」報告 	<ul style="list-style-type: none"> （仮称）葛飾区婦人会館等建設基本計画策定 第2次葛飾区婦人問題懇談会設置

年次	国際社会	国・東京都	葛飾区
昭和63年 (1988年)		【東京都】 ・東京都婦人問題協議会「東京ウィメンズプラザ(仮称)基本構想」報告	・第2次婦人問題懇談会 「(仮称)葛飾区婦人会館運営の基本的なあり方について」(意見)
平成元年 (1989年)		【東京都】 ・東京都婦人問題協議会「21世紀へ向け男女平等の実現を目指してーその課題と基本的考え方」報告	・第3次婦人問題懇談会設置「婦人会館において実施する具体的な事業のあり方について」(意見) ・女性センターへ組織改正、女性センター開館
平成2年 (1990年)	・国際経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・葛飾区女性センター運営協議会設置 ・「女性の労働に関する意識と実態調査」実施 ・第1回女性センターまつり開催 ・「20歳のあなたへ」発行
平成3年 (1991年)		【国】 ・「育児休業等に関する法律」公布 ・婦人問題企画推進本部開催「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第1次改定)(総理府) ・「男女共同参加」から「男女共同参画」に改める 【東京都】 ・「女性の問題解決のための東京都行動計画ー21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定 ・東京都男女平等推進基金設置 ・東京レディース・ハローワーク開設	・女性センター運営協議会「女性センターにおける事業の計画並びに施設利用及び運営のあり方について」(意見)・女性の地位向上施策推進委員会設置
平成4年 (1992年)		【国】 ・「介護休業制度等に関するガイドライン」策定(労働省) ・婦人問題担当大臣設置 【東京都】 ・組織名称を「婦人」から「女性」に変更 ・東京女性白書発行 ・「東京ウィメンズプラザ基本計画」発表 ・財団法人東京都女性財団設立	・女性センター運営協議会終了 ・「葛飾区女性の地位向上施策ガイドブック」発行 ・「女性の健康に関する意識と実態調査」実施 ・女性の海外派遣の実施(以降平成8年度まで実施) ・「葛飾区女性職員の能力活用の実態及び女性問題に関する意識調査」実施
平成5年 (1993年)	・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	【国】 ・中学校技術・家庭科共修実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女平等の社会的風土づくりー21世紀への旅立ち」報告	・第1回女性フォーラム開催 ・第5次葛飾区女性問題懇談会設置 「葛飾区後期実施計画における女性の地位向上に関する施策の方向について」(提言書)「葛飾区第4次基本計画策定に向けての女性問題関連施策のあり方及び推進方法について」(中間提言)
平成6年 (1994年)	・ILO総会「パートタイム労働に関する条約」採択 ・国際人口・開発会議開催(カイロ)	【国】 ・「雇用保険法等の一部を改正する法律」成立(育児休業給付制度創設) ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置。行動計画スローガンは「男女共同参画社会」 ・「婚姻制度等に関する民法改正要綱草案」公表(法務省) ・「男女共同参画推進本部」設置	・女性政策担当課長設置 ・葛飾区男女平等推進本部設置(本部長・助役) ・第5次女性問題懇談会 「葛飾区女性行動計画の策定に関する提言」
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言」及び「行動綱領」採択	【国】 ・「ILO156号条約」批准 ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 【東京都】 ・東京ウィメンズプラザ開館	・女性行動計画策定推進会議設置 「男女平等社会実現かつしかプランー葛飾区女性行動計画ー」(報告)
平成8年 (1996年)		【国】 ・男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画ー」策定	・「男女平等社会実現かつしかプランー葛飾区女性行動計画ー」策定 ・女性政策課設置
平成9年 (1997年)		【国】 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 ・労働基準法的女子保護規定の廃止が決定 ・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「介護保険法」公布 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女が平等に参画するまち東京」報告	

年次	国際社会	国・東京都	葛飾区
平成10年 (1998年)		【国】 ・「中央省庁等改革基本法」成立 ・「労働基準法」の一部改正 【東京都】 ・「男女平等のための東京都行動計画－男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	・女性行動計画中間見直しの実施
平成11年 (1999年)	・「女子差別撤廃条約選択議定書」採択	【国】 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」報告	・「葛飾区職員セクシュアル・ハラスメント防止基本方針」決定
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） 「政治宣言」「成果文書」採択	【国】 ・「介護保険法」「児童虐待防止法」「ストーカー規制法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 【東京都】 ・「東京都男女平等参画基本条例」制定 ・女性と仕事の未来館開館	・女性政策課から人権推進課に組織名称を変更 ・女性行動計画策定推進会議設置
平成13年 (2001年)		【国】 ・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置（内閣府） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）成立 ・「育児休業法」改正（対象となる子の年齢引上げ等）	・「葛飾区男女平等推進計画」（第2次）策定
平成14年 (2002年)		【国】 ・「少子化対策プラスワン」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行 【東京都】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス&サポート東京プラン2002」策定	・葛飾区男女平等推進会議設置
平成15年 (2003年)		【国】 ・「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」施行	・葛飾区男女平等推進会議 「(仮称)葛飾区男女平等推進条例に盛り込むべき内容について 中間のまとめ」(報告)
平成16年 (2004年)		【国】 ・「DV防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定	・葛飾区男女平等推進審議会設置 ・「葛飾区男女平等推進条例」施行 ・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
平成17年 (2005年)	・国連婦人の地位委員会（北京＋10）開催（ニューヨーク）	【国】 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	
平成18年 (2006年)		【国】 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 【東京都】 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	・「葛飾区男女平等推進計画（第3次）中間のまとめ」(報告)
平成19年 (2007年)		【国】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 【東京都】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2007」策定	・「葛飾区男女平等推進計画」（第3次）策定
平成20年 (2008年)		【国】 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定	・施設予約システム稼働
平成21年 (2009年)	・女子差別撤廃委員会最終見解（第6回）	【国】 ・「育児・介護休業法」一部改正 【東京都】 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」策定 ・「中小企業のための仕事と生活の調和応援事業助成金」開始

年次	国際社会	国・東京都	葛飾区
平成22年 (2010年)	・国連婦人の地位委員会「北京+15」開催（ニューヨーク）	【国】 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」新合意 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
平成23年 (2011年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」設立	【国】 ・「パープルダイヤル－性暴力・DV相談電話－」実施	
平成24年 (2012年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	【国】 ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 【東京都】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定「チャンス&サポート東京プラン2012」 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・「葛飾区男女平等推進計画」（第4次）策定（「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」（第2次）を内包）
平成25年 (2013年)		【国】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	・「ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業」開始
平成26年 (2014年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	【国】 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW!Tokyo2014）開催 ・「男女雇用機会均等法」改定	・配偶者暴力相談支援センター業務開始
平成27年 (2015年)	・第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 ・UN Women日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択	【国】 ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW!2015）開催 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
平成28年 (2016年)		【国】 ・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 ・「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正	・「葛飾区男女平等推進計画（第5次）中間のまとめ」（報告） ・「葛飾区職員 仕事・子育て活いき計画」策定
平成29年 (2017年)		【国】 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 ・「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 【東京都】 ・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 ・「特定異性接客営業等の規制に関する条例」制定	・「葛飾区男女平等推進計画」（第5次）策定（「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」（第3次）及び「葛飾区女性活躍推進計画」を内包）
平成30年 (2018年)		【国】 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2018」策定 【東京都】 ・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定	

年次	国際社会	国・東京都	葛飾区
令和元年 (2019年)		<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・パワー・ハラスメント対策が法制化（労働施策総合推進法の改正） ・「女性活躍加速のための重点方針2019」策定 <p>【東京都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定 	
令和2年 (2020年)	・国連報告書「新型コロナウイルスの女性への影響」	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」の策定 ・「DV相談+（プラス）」を開始 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ・「女性活躍加速のための重点方針2020」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「葛飾区職員いきいきワークライフ推進計画」策定 ・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
令和3年 (2021年)		<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」策定 	・「葛飾区男女平等推進計画（第6次）中間のまとめ」（報告）
令和4年 (2022年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「葛飾区男女平等推進計画（第6次）」策定（「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）」及び「葛飾区女性活躍推進計画（第2次）」を内包）

【男女平等推進センター利用について】

葛飾区男女平等推進センターは、誰もが自分らしく生きていける社会に向けての学びと交流の場です。

■講座・講演会■

年間をとおして、女性の再就職やキャリアアップ、男性の家事・育児参画や働き方の見直しなど、男女平等に関する様々な講座・講演会を開催しています。詳細は「広報かつしか」、区ホームページなどでお知らせします。

■相談（要予約・無料）■

専門カウンセラーや弁護士による女性のための各種相談を行っています。

また、男性の悩みごと相談やLGBTs相談も行っています。まずはセンターまでお電話ください。

相談の種類や実施時間などの詳細は、「広報かつしか」または区ホームページをご覧ください。センターまでお問い合わせください。

■各施設の使用■

各団体、区民の自主活動の場として、男女平等推進センター内の各施設（洋室・和室・多目的ホール等）をご利用いただけます。

施設の利用にあたっては、団体登録をした上での利用、または団体登録をせず一般・個人としてご利用いただく方法があります。

団体登録に必要な条件や方法については、センターまでお問い合わせください。

■図書資料室■

男女平等や人権に関わる内容について豊富な蔵書があります。葛飾区の図書館利用カードで借りることができ、インターネットからの検索や予約もできます。区立図書館にある本を予約し、男女平等推進センターで受け取ることもできます。

開室時間 月～金 午前9時～午後5時

休室日 土・日・祝、年末年始、特別整理期間等（年間5日間程度）



〒124-0012 葛飾区立石5-27-1 ウィメンズパル内

TEL:03-5698-2211 FAX:03-5698-2315

開館時間 月～土 午前9時～午後9時30分 日・祝 午前9時～午後5時30分

休館日 年末年始、館内点検日・清掃日

葛飾区男女平等推進計画（第6次）

令和4年3月

発行：葛飾区 総務部 人権推進課

〒124-0012 葛飾区立石五丁目27番1号 ウィメンズパル内

TEL 03(5698)2211(直通)

FAX 03(5698)2315

本計画は、目の不自由な方などに向けて音声版（デージー版）CDを作成いたします。
詳しくは総務部人権推進課へお問い合わせください（令和4年度に作成予定）。